

# ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター  
第 82 号 2022 年 2 月

## HEADLINE

本号では、法務省法務総合研究所が主催して2021年11月6日に実施した法整備支援連携企画「法整備支援へのいざない」を取り上げました。これは、当財団が法務省法務総合研究所、慶應義塾大学大学院法務研究科、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センターと連携して毎年実施している法整備支援連携企画の一つであり、今回オンラインにて開催され約100名の参加者がありました。

本連携企画「法整備支援へのいざない」は、国際協力に興味がある方、法整備支援について知りたい方、法律を勉強するか国際関係を勉強するか今後の進路に迷っている方を対象にするものです。

(目次)

開会挨拶 法務省法務総合研究所長 上富 敏伸 ..... 2

講演 「法整備支援における長期派遣専門家の仕事  
～インドネシア・ベトナムでの経験から～」 ..... 4  
JICA 長期派遣専門家 (ベトナム) 横幕 孝介

パネルディスカッション①「法整備支援への携わり方」 ..... 16

パネリスト：

名古屋大学法政国際教育協力研究センター (CALE) 副センター長・教授 岡 克彦  
JICA ガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チーム職員 稲田 亜梨沙  
JICA 長期派遣専門家 (カンボジア) 金納達昭  
弁護士・法務省法務総合研究所国際協力部調査員・元 JICA 長期派遣専門家(ネパール)石崎 明人  
モデレーター：

法務省法務総合研究所国際協力部教官 川野 麻衣子

パネルディスカッション②「法整備を支援するとは～ラオスの活動～」 ..... 30

パネリスト：

慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘  
国税不服審判所審判官・元 JICA 長期派遣専門家 (ラオス) 石岡 修  
通訳・弁護士 (ラオス) マノデート・チュンタボン  
法務省法務総合研究所国際協力部副部長・元 JICA 長期派遣専門家 (ラオス) 須田 大

モデレーター：

法務省法務総合研究所国際協力部教官 矢尾板 隼

総括・質疑応答 ..... 42

開会挨拶 公益財団法人国際民商事法センター理事長・弁護士・元検事総長

大野 恒太郎 ..... 47

司会 法務省法務総合研究所国際協力部教官 及川 裕美

(及川) ただ今から、法整備支援連携企画「法整備支援へのいざない」を開会いたします。私は本日の司会進行を務めます、法務省法務総合研究所国際協力部教官で検察官出身の及川裕美と申します。どうぞよろしくお願ひします。

「法整備支援へのいざない」は、名前を変えながら、今回で13回目を迎えます。今年の「法整備支援へのいざない」は、全面オンライン形式で開催します。今回も多くの大学生、司法修習生の方が参加してくださっています。

開会に先立ち、お知らせとお願ひがあります。本シンポジウムは記録のために録音・録画させていただいております。動画を公開することはありませんが、録画した画像の一部を後日、法務省のホームページなどに掲載する予定です。あらかじめご了承ください。なお、ご自身の録画や録音はご遠慮ください。

それでは、開会挨拶に移ります。開会のご挨拶は、法務省法務総合研究所長の上富敏伸より申し上げます。上富所長、よろしくお願ひします。

## 開会挨拶

上富 敏伸（法務省法務総合研究所長）

本日は「法整備支援へのいざない」にご参加くださり、ありがとうございます。法務省法務総合研究所長の上富と申します。若い皆さんが法制度整備支援というプロジェクトに興味を持ってくださり、週末の午後の時間帯にこうして私どもの催しにご参加いただいていることを大変心強く思います。

本年も昨年に引き続き、オンライン開催とさせていただきました。新型コロナウイルス感染症の蔓延状況は若干落ち着いているようですが、感染拡大防止とシンポジウムの確実な開催を優先する観点から、このような方法を取らせていただいております。通信状態の問題などを含め、ご不便をお掛けすることもあるかと思いますが、ご容赦ください。

法務省における法制度整備支援は、平成6年（1994年）のベトナムに対する協力の開始を端緒とし、その後、カンボジア、ラオスと対象国を拡大しながら現在に至っており、その歴史は既に四半世紀を超えました。今日ご参加いただいている皆さんと同じくらい、あるいはそれ以上の年齢を重ねていることとなります。また、本シンポジウムを主催する法務総合研究所の国際協力部は、法務省において法制度整備支援に専従する組織として平成13年（2001年）に設けられた部署で、こちらも本年で設立から20周年を迎えたところで

す。

本日は、現役の長期派遣専門家の講演と二つのパネルディスカッションを準備しました。いずれのプログラムでも、豊富な経験をお持ちの専門家の、まさに経験した人でなければ語れないであろう生の話に接することができると思います。対象国の実情、例えばその国の法の歴史、法整備の現状、法の運用を担う人的なインフラ、法に対する国民の意識などは国や地域によってさまざまです。その中で、寄り添い型といわれるわが国の法制度整備支援がどのように行われているのか、これに携わる人たちがどのようなことを考えてどのように行動しているのか、限られた時間ではありますが、具体的なイメージの一端をつかむ機会にさせていただければと思います。そして、若い皆さんが法制度整備支援活動に対する興味・関心を深め、この分野に多くの方が飛び込んでくれるようになることを期待しています。

長い歴史とその中で積み重ねられた多くの経験を有する法制度整備支援活動ですが、昨年来の新型コロナウイルス感染症によるパンデミックは、法制度整備支援の現場にもさまざまな影響を及ぼしました。対象国の方々にわが国に来ていただいて行う形のセミナー・研修を含む人の交流は、いまだ再開されていません。しかし、このような環境下でも、各対象国に赴任している長期派遣専門家は、現地の感染症蔓延状況の制約を受けつつもその活動を継続していますし、日本国内からもオンラインを駆使する形で対象国との協議、セミナーの実施など、可能な限りの活動を行っています。こうした新たな経験はパンデミックにより強いられたものではありませんが、将来の私どもの法制度整備支援活動の展開にとって大変貴重な経験となるだろうと思っています。

昨年この場でも申し上げましたが、本日のこの催しを含め、特に国際関係業務においては、現地に飛べない、会場に行けないという条件の下にある人であっても、業務に関わる機会を得ることができるような、地理的・時間的・その他のさまざまな制約を飛び越えることができるような、新しい可能性を含んだ新しい仕事のスタイルを見いだすきっかけにもなるのではないかと考えています。そのような観点からも、この分野に若い視点とアイデアを大いに取り入れていきたいと考えています。

法制度整備支援は息の長い仕事です。その分、対象国の歴史とその国の人々の記憶に残る仕事になる可能性を持っている分野です。どうか興味を持って、のぞいてみてください。簡単ですが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

(及川) 上富所長、ありがとうございました。

本日は、長期派遣専門家による講演と二つのパネルディスカッションがあります。質疑応答は各セッションの間でも可能な限り取り上げますが、最後に総括質疑応答の時間も設けています。質問のある方は講演やパネルディスカッションの途中、あるいは休憩時間を利用し、Zoomのチャット機能でどなたへの質問かを明記して質問を書き込んでください。

また、皆さまから事前の質問もたくさん頂いております。どうもありがとうございました。頂いた質問については、あらかじめ登壇者の皆さまにもお渡ししています。質疑応答では、皆さまから事前に頂いた質問についても時間の許す限り紹介し、登壇者の皆さまにお答えいただく予定です。

それでは、JICA 長期派遣専門家の横幕孝介さんの講演に移ります。横幕さんは検察官と

して各地の地方検察庁で勤務された後、JICA 長期派遣専門家としてインドネシアの法整備支援に携われ、現在は同じく長期派遣専門家としてベトナムの法整備支援に携わられています。本日、横幕さんには長期派遣専門家のお仕事を紹介していただき、また、法整備支援の魅力をお話しいただきます。横幕さん、よろしくお願いします。

## 講演

「法整備支援における長期派遣専門家の仕事～インドネシア・ベトナムでの経験から～」

横幕 孝介（JICA 長期派遣専門家（ベトナム））

初めまして、横幕と申します。現在、ベトナムに JICA 長期派遣専門家として派遣されています。バックグラウンドは検事です。今日は皆さんにお話をさせていただき貴重なお時間を頂き、ありがとうございます。

### 1. はじめに

本日のイベントは、法整備支援にご関心のある若い方々を対象にした企画であるとは伺っていますが、一口に法整備支援と言っても、活動にはかなりの幅があります。業務内容は個別法令の起草支援、研修カリキュラムの改善、参考資料の作成、実務の改善、さらには組織や制度そのものの改革に関する支援など、さまざまですし、当然、そのために働くプレーヤーもさまざまです。プレーヤーというと、その名前から本日のイベントを主催している法務総合研究所をはじめとする法務省が頭に浮かぶかもしれませんが、もちろん他の省庁も携わっていますし、共催いただいている名古屋大学や慶應義塾大学をはじめとする各大学、あるいは公益財団法人国際民間商事法センターのような民間の立場からご協力いただいている方々もいらっしゃいます。そのため、法整備支援とは何かを一言で言い表すことは難しいのですが、私なりの理解であえて表現するとすれば、さまざまな組織や立場の人たちがそれぞれの役割を果たすことを通じて、守られるべき法や社会の実現に向けて日本がオールジャパンでお手伝いしているもの、それが日本の法整備支援だと理解しています。

このように、法整備支援にはさまざまなプレーヤーがいるように、長期派遣専門家の仕事の中身も、また一様でないと思っています。形式的には短期派遣専門家との対比で1年以上の任期で現地に派遣される専門家のことを言いますが、具体的な仕事や役割は、派遣されている国、プロジェクト等のスキーム、タイミング、あるいは各専門家のそれぞれのバックグラウンドなど、さまざまな事情によって異なります。ですから、本日私からお伝えすることも長期派遣専門家の中の一つのあくまで一例にすぎないという点は、あらかじめご留意いただきたいと思います。

### 2. 経歴

その上で、まずは長期派遣専門家のキャリアパスの一つの参考例として、私の経歴からご説明したいと思います。大きく言うと、私はこれまで現場の検察官、法務総合研究所国際協力部（ICD）の教官、そして長期派遣専門家としての仕事を経て、現在に至ります。検事の任官は2001年でした。ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、この年はちょう

ど ICD の創部の年に当たります。ただ、私自身はそのようなことは後から知ったことで、任官当時は ICD の存在も法整備支援という言葉も知りませんでしたし、当然、この「法整備支援へのいざない」のイベントもなかった時代でした。任官後はずっと国内の地検の現場で捜査と公判の仕事に打ち込み、現場の仕事に充実感を感じていました。

そうした中で、この分野の仕事との最初のご縁は、任官 10 年目の頃、国連アジア極東犯罪防止研修所 (UNAFEI) での研修の機会を頂いたことです。ご存じの方もいるかと思いますが、この UNAFEI も ICD と同様、法務総合研究所の一部局です。その設立は 1962 年と古く、法整備支援の分野でもいわば ICD の先輩格に当たる部局で、国連とわが国の協定に基づいて海外から刑事実務家を招いて研修が実施されています。ただ、当時の私は UNAFEI での研修が法整備支援の業務の一部であるという意識もなく、単に研修員の一人として、名前しか聞いたことがなかった国々からやって来た同じ検察官らと知り合えたことが単純に楽しかったり、あるいは異なる国の実務の現場で抱えている悩みが案外自分の悩みと似ていることを知って興味深く感じたりしているうちに、研修期間が過ぎていきました。もっとも、その短い期間の中でも、国教や環境が異なるとはいえ、同じ仕事に携わるいわば同志の人たちが、検察官としての自分の経験に真剣に耳を傾けてくれたり、喜んでくれたりすることが非常に新鮮で、こういう形で人の役に立つ世界もあるのだなと興味を抱くきっかけになりました。

そして、2013 年に ICD 教官となりました。当時の ICD は大阪にあって、最初はミャンマー、ネパールを担当し、その後、インドネシアを担当することになりました。私がインドネシア担当になった当時、インドネシアは 2007 年から 2009 年まで実施された和解・調停に関するプロジェクトがいったん途絶え、改めて新しいプロジェクトを立ち上げようとしている時期でした。そのため、担当教官としての主要な業務は新しいプロジェクトに関して、JICA の皆さんと一緒に現地に出張して関係機関と協議を行い、どういった課題があって、その課題にどのようにアプローチしたらよいかを考え、PDM (プロジェクト・デザイン・マトリックス) というプロジェクトの設計図に落とし込んでいく作業が中心でした。

その後、新たにプロジェクトが立ち上がり、2016 年 2 月に初代の長期派遣専門家としてジャカルタに赴任しました。このプロジェクトの業務の詳細は後でお話したいと思いますが、インドネシアで約 2 年勤務し、2018 年 4 月に検察の現場に戻りました。それから 1 年と少し経った 2019 年 6 月に再び ICD 教官となり、今度はベトナム担当となりました。当時のベトナムは 2015 年に始まった前のプロジェクトの延長手続きを進めているところで、2019 年 12 月に長期派遣専門家としてハノイに赴任しました。以上が現在までの大まかな経歴です。

### 3. インドネシアとベトナムを比べてみると

ここからは、長期派遣専門家の仕事をご紹介していきたいと思いますが、皆さん、普段、インドネシアとベトナムをわざわざ比べてみるという機会はほとんどないと思います。そこで今日は半ば強引ですが、あえて両国の特徴をざっくりと比較してみた上で、二つの国での仕事の中身に話を進めたいと思います。もちろん、本日ここで述べる内容はあくまでも私の経験に基づく個人的な見解にすぎませんので、その点もあらかじめご了承ください。

まず一般的な基礎情報については、皆さんも大体のイメージはお持ちだと思いますが、宗教はインドネシアではイスラム教、ベトナムでは仏教が大半です。ただし、インドネシアは中東などのイスラム国家とは異なり、イスラム教が国教とされていない、いわゆる世俗的なイスラム国家です。どちらの国でも信教の自由が憲法で保障されていますが、インドネシアでは何らかの宗教を信仰している必要があるとされていて、逆に信仰を持たない無神論者であることは許されません。

政治体制の観点から見ると、インドネシアは民主主義であるのに対して、ベトナムは社会主義、共産党による一党支配です。インドネシアではスハルト時代以降、共産党は非合法化されているので、この点において両国は正反対であると言えます。この政治体制の違いから来る大きな特徴は、三権分立の有無です。インドネシアでは法律の合憲性判断等を行う憲法裁判所が存在するなど、日本との違いはありますが、憲法で司法権の独立を含む三権分立が規定されています。これに対し、ベトナムでは三権が国会・政府・裁判所の各機関に分配されていますが、政府や裁判所は国会の下に位置付けられ、国会を牽制する手段はありません。裁判官の独立は別として、いわゆる司法府としての独立は憲法でも規定されておらず、裁判所には違憲審査権もありません。

このように二つの国を比較してみると、やはり相違点が目立ちますが、他方でインドネシアは300以上、ベトナムも50以上の多民族国家で、いずれも民族が多様であるという点は共通しています。程度の差はあれ、どちらの国も多様な民族がいる状況で、どうやって一つの国として統治していくのかを常に意識し、心を砕いているように感じます。

そうした特徴は、ルールを厳格に明文化しようとする意識の強さや、コンセンサスの形成プロセスを重視しようとする姿勢に現れているように思います。例えばインドネシアでもベトナムでも、ルールを作るためのルールである立法手続について定めた法律や下位法令が存在しますし、その中で、法案の準備作業や用語の使い方に至るまで、細かくプロセスが規定されています。また、どちらも法律の制定に当たっては、5年先までどの法律をどの順番で審議するのかといういわゆる立法計画が、国会で事前に制定されることになっています。もちろん立法手続という一つの側面にすぎませんが、あまり共通点のなさそうな二つの国で類似する点が見受けられるのは興味深いところです。やはり一つの国に多くの異なる民族が存在する国家では、合意を形成するということが自体が、我々の想像する以上に大変な労力を伴うものなのだろうと思います。

次に、プロジェクトの観点から比較してみたいと思います。インドネシアでは2009年にプロジェクトが終了して以降、法整備のプロジェクトはなくなっていたため、私が赴任したタイミングは約7年ぶりに法整備の新たなプロジェクトを開始するフェーズでした。過去のプロジェクトは最高裁判所を対象としたものでしたが、新しいプロジェクトは知財の分野を軸にして、以前からインドネシアでプロジェクトを展開していた特許庁と法務省が一緒になって行うという、枠組み自体が新しいものでした。これに対し、ベトナムは1996年に最初のプロジェクトが開始されてから、現在で7代目に当たります。長期派遣専門家の数で言えば、歴代で38名が派遣されています。

もちろんこれらはプロジェクトの視点で見たことにすぎず、広く法整備支援という観点で見れば、インドネシアでもベトナムでも、プロジェクトの開始の前から様々な立場で尽力されてきた多くの方々がおられます。それら関係者の方々も含めて、特にベトナムでは

長い支援の継続に伴うさまざまな蓄積があるという点は大きな違いであると言えます。

カウンターパートの点から見ると、インドネシアは最高裁判所、法務人権省法規総局、同省知的財産総局の三つで、各機関に裁判官出身、検察官出身、特許庁出身の専門家が 1 人ずつ派遣されるという体制でした。これに対し、ベトナムでは当初は司法省一つから始まったカウンターパートが時代の流れとともに拡大し、現在は司法省に加えて最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会、首相府、そして共産党中央内政委員会の六つとなっています。しかも、司法省では党内の複数の部局がそれぞれ別に活動を行っており、前のプロジェクトの時点での実質的なカウンターパートの数は 10 を超えました。業務調整の専門家を別とすると、基本的には 3 名の専門家が複数のカウンターパートに派遣される枠組みで、現在は検察官 1 名、弁護士 1 名、法務省職員 1 名の 3 名体制となっています。

支援分野の観点で見ると、インドネシアでは大きく知財事件の審査、取締り、裁判の質の向上と法令間の整合性を向上させるための活動を柱としていました。これに対し、ベトナムでは法令の起草支援だけでも、民法、民事訴訟法などから始まり、国家賠償責任法、行政訴訟法、刑事訴訟法など、対象法令分野が年々拡大するとともに、これと並行して刑事・民事の実務の改善、さらにおおむね整備された各法令間の整合性や運用の統一を目指す活動も取り込むなど、非常に多岐にわたっています。

そして、言うまでもなくコロナ前と後での情勢の変化も、長期派遣専門家の仕事の上では無視できません。インドネシア派遣中はまだ新型コロナウイルス感染症の脅威は存在していませんでしたが、ベトナム赴任直後の 2020 年 2 月ごろからコロナの感染拡大が騒がれはじめ、4 月頭から 8 月中旬まで一時帰国することになりました。その後もオンラインでの業務が増えるなど、その影響は現在まで続いています。もちろんコロナの影響は日本を含む他の国も等しく受けていると思いますが、特にベトナムは国家としてコロナについても厳格な管理を志向する傾向があるなど、ベトナムならではの制約がある点は軽視できません。

#### 4. インドネシアでの長期派遣専門家の仕事

では、これらのプロジェクトを取り巻く状況の違いが長期派遣専門家としての仕事の違いにどのように現れたか、二つの国での仕事を具体的にご紹介したいと思います。まずはインドネシアですが、私の派遣先である法務人権省法規総局は、おおざっぱに言うと日本の法務省と内閣法制局を合わせたような部局で、そこでの私の最初の仕事はカウンターパートとの関係づくりでした。過去にプロジェクト活動の経験があった最高裁や、現にプロジェクト活動が続いていた知財総局とは異なり、法規総局はそれまで法務省との関係はもちろん、日本との協力経験自体がなく、まさにゼロからのスタートだったためです。

そこで、まずは何のために日本人の専門家が来たのかを理解してもらうところから始める必要があります。日頃から積極的に顔を合わせ、先方とコミュニケーションを取ることを意識しました。他方で先方も日常業務を抱えていますから、いつも無駄話に付き合わせるわけにもいきません。そこで、こちらから働き掛ける際にはセミナーや調査などの企画を持ち掛けつつ、そのときの議題、企画の趣旨や必要性などを丁寧に説明することを心掛けました。先ほどベトナムにはコンセンサスを得るプロセスを大事にする文化があるのではな

いかというお話をしましたが、普段の仕事を進める上でも、相手に話の土俵に乗ってもらうまでのプロセスを丁寧に進めることを意識しました。

また、相手との関係づくりという点では、派遣された自分だけではなく、日本側関係者との関係を築いていく必要もありました。当時はまだ今のようにオンラインでのコミュニケーションが発達していなかったということもあり、積極的に日本での研修の機会を設けたり、日本から出張者が訪れる機会を企画・実施したりしました。これらの企画を考え、日本側の関係者と調整し、具体的な手続の準備を進めることも、専門家の主要な仕事の一つです。

このほか、裁判官出身の専門家が普段執務したり、専門家同士が協議したりするのに使う外部のオフィスを探したり、内装や備品、書籍を調達したり、現地のスタッフを雇用するといった、オフィスを立ち上げるための環境づくりも進めました。

そうした関係づくりなどを進めながら、プロジェクト本来の活動としては、立法実務の調査を進めたり、その上で法規総局が当時進めていた法令の制定手続に関する法律の改正作業に関与したり、法令間の不整合の原因を探る作業を進めていきました。それらの活動の中で改善に向けたポイントの一つとして考えられたのが、ドラフターという資格を有する法令の起草・審査業務を行う人たちの育成でした。この点、日本では、法令の起草や審査に従事する公務員に特別な資格があるわけではありません。そこで、インドネシアのドラフターの役割や育成システムを調査するため、当時、インドネシア国内でまだ2カ所しか稼働していなかったドラフターの研修施設を訪問し、カリキュラムや研修の実情を調査したりしました。その過程で、ドラフターの育成に関するインドネシア側の問題意識も大きいという手応えをつかむこともでき、これらの経緯を経て、ドラフター育成のための具体的な活動としてドラフターが使うガイドブックの作成作業に進んでいくことになりました。

なお、当時、ガイドブックとしては、インドネシアでも従前から他のドナーの支援で作成されたものをはじめ、立法手続を説明したものなどがありましたが、その多くは論文集のような体裁のものでした。これに対して、プロジェクトとしては起草・審査の日常業務で悩んだときに手早く参照して使うような、いわゆる Q&A 方式のものを想定したわけですが、その作成には、現場における具体的な問題意識の集約など、ドラフターの人たちの積極的な参加が何より重要な鍵になります。そこで、私からは、その間の活動や種々の機会を通じて、ガイドブックを作成する目的は何なのか、具体的にはどのようなガイドブックを想定しているのか、そのようなガイドブックを作るにはどのような作業が必要なのかというプロセスを繰り返し丁寧に説明しました。

これらの活動を経て、私の任期ではガイドブックを作成する意義、その中身や作業内容のイメージを共有し、ワーキンググループを立ち上げ、実際の作成作業に向けた軌道を敷くところまでを行い、それ以降を後任にバトンタッチすることになりました。もちろん後任者は後任者としての苦労があったと思いますが、その後、このプロジェクトはコロナの影響を受けて2021年9月末まで延長され、その間に2分冊のガイドブックのうち1冊の作成が完了し、実際にドラフターや政府関係者らの間で活用されていると聞いています。また、この10月から新たにドラフターの育成に焦点を絞って発展させた次のプロジェクトがスタートし、引き続き2冊目の作成作業を行うとともに、ガイドブックを活用した活動



などを行っていく予定であるとも聞いています。

ここまでの話を聞いて、最初からガイドブック作りに焦点を当ててさっさと始めてもよかったのではないかと思われる方もいらっしゃるかもしれません。実は私自身、ICD 教官としてプロジェクト策定に関わった段階で、当初からこの活動を柱の一つに据えることを想定し、先方にその旨の提案もしていました。しかし、そのときの相手方の反応は「ガイドブックは既に持っている。古いために改訂が必要だが、そうだとすると1年もあれば自分たちで改訂できる」というものでした。既存のガイドブックとは作成の目的や内容、方法が異なるものであるということも説明しましたが、結局、策定段階ではお互いの認識の溝が埋まることはありませんでした。そのため、当初の PDM としては「執務資料の改訂・作成」という形で対象をあえて限定せず、また、活動の位置付けも補足的な形にとどめました。

何が言いたいかというと、いくら最初から日本側が同じ内容の提案をしていたとしても、また、仮にその提案が正しいものであったとしても、だからといって必ずしも相手方がすぐにそれを受け入れてくれ、スムーズに活動が進むものではないということです。確かに法規総局について言えば、日本との協力自体が初めてであり、そもそもどこまで信用してよい相手か分からないというところからのスタートだったこともあるかもしれません。しかし、実はこれは法整備支援という仕事に共通することではないかと個人的には思っています。私たちは相手方の要請を受けてとはいえ、畏れ多くも一国の法制度の中に課題なるものを見つけ、その改善を目指してさまざまな提案をさせていただくわけですが、それは同時に先方からすれば、それまで長年築き上げ維持してきた自分たちの秩序の枠組みに外側から干渉されることを意味します。提案によっては、そもそもそうした発想がなかったということもあるでしょうし、仮に内容は理解されても、それまでの相手の考えや行動の枠組みとは異なることが多いため、いずれにせよ、そう簡単に受け入れることができるものではないであろうためです。その意味で、私たちの仕事は、本能的に相手方に抵抗する気持ちを抱かせることが避けられない性質のものではないかと思っています。

他方で、私たちはそのことを承知の上で、なお先方の要請を踏まえ、より良い法や社会の実現のために解決に値する課題であると思うからこそ、真剣に考え、これを提案させていただいています。こうした局面において両者の間の溝を埋めることができるのは、やはり、時間をかけて、一つ一つの地道な活動を通じて、お互いを理解し合うよう努めることを通じて育まれる信頼関係しかないのではないかと思っています。もちろんこちらのペースで進めようと思えば、最初からガイドブックの作成に着手することも不可能ではありませんでしたが、先方の納得を得ないままプロジェクトが引っ張るだけではお互いの認識を共有することは難しいでしょうし、その場合、形としてガイドブックを完成させることはできても、結局は使われないという事態になる可能性も高いのではないかと思います。この例で言えば、当初想定していたガイドブックの作成作業に着手するまでに約2年の時間がかかったこととなりますが、この時間は、立法実務の実情をはじめ、相手のことをよく知るために必要な時間であったと同時に、相手と同じ歩みで活動を進めるために必要な時間であったのだろうと思っています。

## 5. ベトナムでの長期派遣専門家の仕事

次にベトナムでの仕事についてですが、インドネシアと異なるベトナムでの仕事の大きな特徴は、チーフアドバイザーとしての業務の比重が大きいという点です。チーフアドバイザーは、プロジェクトに関する業務全般について最終判断を行い、その責任を負う立場です。特にベトナムは両国の関係者やカウンターパートの数が多いため、必然的に全体のマネージング業務が占める割合が大きくなりました。プロジェクト全体で一步前に進めるということ自体により多くの調整が必要になりますし、個別の活動を進める上でも、専門家間の役割分担などのチームワークが不可欠になります。さらにチームワークという点では、専門家間だけでなく、専門家とベトナム人のスタッフとの関係、あるいはスタッフ同士の関係も重要です。スタッフの適切な労務管理をはじめ、常にオフィス全体としてプラスになるかという観点から対応することが求められます。また、こうしたチーフ業務とは別に、一専門家としてのサブスタンス業務は各専門家の専門分野に応じてカウンターパートごとに分担していますが、チーフは立場上、自分の担当以外の業務についても把握しておくことが求められます。

その上で具体的な活動を見てみると、私の場合は赴任のタイミングとの兼ね合いで、前のプロジェクトに関するものと新しいプロジェクトに関するものの二つに分けられます。赴任当時は前のプロジェクトの期間の延長が決まったタイミングだったので、私の仕事としては当初期間の残りの活動の遂行、延長後の活動計画の策定、延長後の活動の遂行の三つでした。一つ目については、やらなければならない活動内容が既に具体的に計画で決まっていたので、予定されていた活動をひたすら実施するというものでした。

二つ目については、ベトナムでは1年ごとにその年に実施する活動の計画を立てることになっているため、延長した場合はこれに伴う新たな計画の策定が必要になります。そのため、着任早々カウンターパートと協議を進め、何とか3月までには各カウンターパートと合意の目途がたちましたが、この頃からコロナによる規制が強化されはじめ、当初予定していた活動が滞りはじめ、先ほど触れたとおり、専門家も一時帰国することになりました。しかも当時のプロジェクトはその年の12月末、つまり数カ月後に終了を控えていたため、活動期間短縮のしわ寄せを後で挽回することもできないという点でも間が悪い状況でした。そのため、3月までに合意した計画を急遽見直す必要が生じ、日本とベトナムをオンラインでつないで協議を重ねました。また、活動計画は両国の関係者の会合で正式に承認する必要があるのですが、その会合も日本からオンラインで準備し、参加しました。再度計画を策定した後は、一時帰国中はオンラインを使い、また再渡航後は現地で、残りの活動を進めていきました。なお、この時期のプロジェクトの活動は、その多くが50~100人程度の参加者を集めたセミナー形式で、各専門家がそれぞれのセミナーに参加し、プレゼンテーションをしたり、当該テーマに関するコメントを述べるなどして、日本側の知見を提供するというものです。

新プロジェクトに関する仕事は、策定業務と開始後の活動の遂行に分かれます。プロジェクトの策定業務自体はインドネシアのときと似ていますが、プロセスにおける大きな違いは、ベトナムではそれまでプロジェクトが継続し、かつ、その時点の専門家が現地にいるということです。そのため、新たなプロジェクトの枠組みもそれまでの経緯を踏まえる必要がありますし、他方で現地の立場から日本側に伝えるべきことは長期派遣専門家とし

て伝えなければいけません。それによって時には意見が対立することもあります。長期派遣専門家にしか分からない現地の事情もあるので、こうした場では対立を恐れずに言うべきことを言う姿勢が大切だと思っています。もちろん現地の主張が通るかどうかは別の問題ですが、それぞれの立場から率直に意見を言い合うことで、全体としてより良い解を見つけ出していくことにつながるのではないかと考えています。

プロジェクトの中身に話を戻すと、先ほど支援分野の広さについて触れましたが、ベトナムではこれまでの長年の積み重ねによる多くの成果があっただけに、近年は先方からの要望が増大・拡散しがちであるという傾向がありました。そうした事態は、プロジェクトの効果的な遂行という観点から再検討が必要であると考えられるようになっていました。そこで、限られたリソースを考慮し、より効果的に支援を行うという観点からプロジェクトの枠組みを再構築することになったのが、新しいプロジェクトです。

その基本的な考え方は、個別の課題にとらわれ過ぎず、それらの課題の背景にある根本的な要因を探り、そこに焦点を当てて、具体的な改善策を検討・提案していこうというものです。枠組みとしては、プロジェクト活動の中で各カウンターパートが扱う最優先課題を絞り込んだ上で、その課題についてワーキンググループで継続的に議論を行い、解決策を提案していくことを目指しています。今は1年目に当たり、この間は、今後の活動の基盤となるプロジェクト活動をする上でのルールづくりを行うとともに、最優先課題の選定作業を進めているところです。いずれにしても、長年の支援の中でこうした枠組みは初めての試みなので、各カウンターパートの理解を得ることがより一層重要になります。容易なことではありませんが、やはり地道に一步一步、理解を得ながら進めていくしかないと考えています。

また、プロジェクト活動そのものではありませんが、関連する活動として、ベトナムではハノイ法科大学内に設置されている名古屋大学の日本法教育研究センターで、日本語で日本法を学んでいる学生の皆さんのゼミをお手伝いする機会を頂いています。各専門家が持ち回りで担当しているのですが、学生の皆さんの意欲とレベルはとて高く、ゼミの機会を通じて私たち専門家の方もいつも刺激をもらっています。実は現在、プロジェクトオフィスで働いてもらっている日本語とベトナム語のスタッフは、このセンターのOBです。国によって事情は異なるとは思いますが、こうした人材の供給源が身近にあるという点では、ベトナムのプロジェクトはとて恵まれていると感じます。

## 6. 現地での日常生活

ここで少し話題を変えて、現地での日常生活をご紹介します。インドネシアはジャカルタの高層ビルの姿を見ると、もう東京とほとんど変わらない感じです。ブランド店が入ったショッピングセンターモールなどは、むしろ日本よりもきらびやかな印象を受けます。また、ジャカルタでは道路のインフラ面や交通事情などから車で移動が不可欠で、私の場合、通勤はタクシーでした。

生活パターンとしては、基本的には法規総局内のオフィスに出勤し、必要に応じて裁判官出身の専門家や業務調整専門家がいる外部のオフィスに行くというものでした。日々の業務の内容はその時々で異なりますが、法規総局のオフィスではカウンターパートの人たちと協議をしたり、スタッフと一緒にセミナーや本邦研修の準備をしたり、外部オフィス

では専門家同士で協議したり、書籍で調べものをしたりしていました。セミナーなどのイベントはホテルが会場になることが多く、そのときは終日会場にいることになります。また、コロナ前でしたから地方に出張したり、日本での研修に同行したりする機会もありました。昼食はどちらのオフィスも敷地内に canteen という職員用の食堂があるので、大抵はそこで取り、時々近くのレストランに行くこともありました。インドネシアの食事は大抵トウガラシが利いていて非常に辛く、私自身は辛いものが好きだったので、現地の料理を食べていましたが、食事については、インドネシアもベトナムも基本的にどの国の料理もあり、不自由はしないと思います。

生活に車が不可欠なことと関連して、ジャカルタでは日常的に渋滞が発生します。しかも日本のそれとは全く異なっていて、渋滞になると、同じ場所で止まったままびくりとも動かなくなってしまう。通常であれば車で 20 分の距離が、渋滞が発生すると 2~3 時間かかることも、当時は珍しくありませんでした。渋滞のひどい時間帯を避けるため、朝は 7 時前にはオフィスに出勤し、夕方は 16 時前にオフィスを出て、残りの仕事を家に持ち帰るという生活リズムでした。普段から渋滞による無駄を避ける、あるいは渋滞を想定した行動パターンを考えるという癖がつき、インドネシア赴任中は朝型の生活になりました。もっとも、その後、ジャカルタは 2018 年のアジア競技大会の開催に備えて、市内での道路の整備が進んだと聞いていますし、また、今はコロナの影響で在宅勤務が増えているかと思しますので、こうした生活環境や執務環境もだいぶ変わっているかもしれません。

これに対してベトナムのハノイの街は、旅行などでご存じの方も多いかと思いますが、今もフランス植民地時代の雰囲気を残す建物が多く残っているほか、少し脇に逸れると迷路のような小道が張り巡らされているなど、とても風情を感じます。食事は皆さんもおなじみのフォーをはじめ、こちらの料理もおいしいです。オフィスは外部に借りており、業務調整専門家を合わせて 4 名の専門家に加え、現地のスタッフ・アルバイトなどを入れると総勢 10 名を超え、それなりの所帯です。普段はオフィスで専門家が一同に会しており、専門家間の協議やスタッフとの協議、出張やセミナー準備などを行っています。カウンターパートと協議をする必要があるときは、それぞれの建物に足を運び、先方のオフィスで協議を行うことが多いです。

現地セミナーや地方出張、本邦研修を行うのもインドネシアと同じですが、とにかくカウンターパートが多いため、繁忙期は、常に誰かが出張でオフィスを不在にして、専門家全員が顔を合わせるのには 1 カ月に 1 回あるかどうかということもありました。ただ、これもコロナ以降は、波もありますが、全般に出張の機会は減り、本邦研修も見合わせています。その反面、オンラインによる協議やセミナーの機会が増加しました。オンラインは功罪両面あると思いますが、現地と日本側関係者が容易に顔を合わせることができるようになったのは、やはり大きなメリットだと感じています。専門家と日本側関係者のコミュニケーションはもちろん、特にベトナム側関係者と日本側関係者が従前であれば訪日や現地出張の機会でしか会えなかったものが、画面越しとはいえ、顔を見ながら話ができるようになったのは画期的なことだと思います。

その他に生活環境で大きく異なるのは、ハノイでは街中を散歩したり、自転車に乗って移動したりできるという点です。私自身も自転車で通勤したり、休日に街中を探索したりしていますが、やはり小さな路地の広がりや地元の露店のにぎわい、民家から漂ってくる

食事の支度の匂いなど、そういった何気ない日常生活の一端に触れることができるのは非常に楽しいです。余談ですが、ベトナム人は健康志向の人が多く気がしています。街中では、上半身裸で黙々と道路を走っている男性や、ちょっとしたスペースで大音量の音楽をかけながらダンスを踊っている女性、公園の運動器具で体を動かしている老若男女など、あちこちで体を動かしている人たちの姿を見かけます。日本でもたまに遊具ではなくて運動器具のある公園を見かけることがあるかと思いますが、ハノイの公園では必ず運動器具が設置されていて、しかも必ず誰かが使っています。

なお、ハノイの治安の良さは管理の裏返しという面もあり、コロナ禍ではいったん社会隔離・ロックダウンになると、その制約はとてつもない面があります。規制の内容には段階がありますが、厳しいときは飲食店やバス・タクシーなどの公共交通機関の営業が全面停止、食料品などの最低限の物資の買い出し以外の外出も禁止され、これらに違反すると罰則が科されるというものでした。このようなロックダウンが今年の7月末から9月末までの約2カ月間続きました。

## 7. 長期派遣専門家の仕事のやりがい

では、今までお話ししてきたことを踏まえて、私なりに感じる長期派遣専門家のやりがいについてお話ししたいと思います。長期派遣専門家は派遣された国でその国の法整備に関するお手伝いをしているわけですが、それは現地に身を置き、そこで生活しながら、いわば法律というフィルターを通して、社会の仕組みやそこで暮らす人々の考え方を知ることができる仕事です。些細なことでも現地で生活することで気付くことがあり、自分の知らなかった世界を体で体験し、異なる社会のあり方やそこで暮らす人々の考え方を知ることができるのはとても面白いです。また、法律とはその国のいわば設計図であり、法律を通じてその国の仕組みの一端を知ることができるのも面白いです。また、多くの専門家経験者の方々が指摘されていることですが、相手の国の法律や制度を知る過程で、実は日本の制度の趣旨に立ち返って考えさせられることが少なくありません。相手の国を知ろうとすることで、自分の国をより多く知ることにつながっているという点でも興味深いです。外を知ることで、改めて日本の恵まれている点に気付かされることもあります。

さらに、長期派遣専門家は法律の専門家として相手の国に派遣されることで、その国の法律の策定や運用を担っている現場の人たちと直接議論する機会を持つことができる立場にあります。外国人でありながらそうした生の議論の場に関与できるということ自体、とても貴重で恵まれたことであると感じます。それぞれの国のそれぞれの現場で日夜真剣に取り組む人たちと出会い、生のやりとりができるのは、やはり長期派遣専門家ならではの醍醐味であると思います。

他方で、目に見える成果は必ずしも自分の代では現れない仕事だとも思います。先ほどのガイドブックも私の代では作業に着手するところまででしたし、扱う課題がより基本的なものに近づけば近づくほど、なおさら時間がかかるのではないかと思います。例えば皆さんは民法の表見代理の規定をご存じだと思います。おそらく大学の法学部の1年生で習う、取引の安全を図るための基本的な規定の一つです。ベトナムでも市場経済への移行に伴いその導入が議論されましたが、1995年の民法制定、2005年の民法改正時にはいずれも見送られ、2015年の民法改正の際によりやく導入されました。元々国家による管理を根本

的な発想としていたベトナムにとっては、国民的なコンセンサスを得られるまでに約 20 年、ドイモイ政策に転換したころから数えれば約 30 年の月日が必要だったわけです。実際にこの規定がきちんと運用されるには、さらに時間がかかるのだらうと思いますが、いずれにせよ、法整備の仕事の成果が現れるのはそれだけ時間がかかるということの一つの例であると思います。

しかし、このことは同時に、遙か昔からこの課題に向き合ってきた方々、あるいはこれを引き継いできた方々がおられたからこそ、その数十年後に成果が現れたということでもあります。短期的な視点で見れば、成果が見えない、あるいは見えづらいかもしれませんが、継続していく限り必ず成果が現れる仕事だと思っています。それが将来のことであつたとしても、守られるべき人が守られる法や社会の実現に向けて貢献できるのであれば、法律家として大変やりがいのある仕事だと思っています。

また、現場での協力を通じた人と人との関係は、日本という国にとっても大きな財産だと思います。そうした財産は長年の関係の積み重ねがあるからこそ築かれ得るものであり、法整備支援による協力関係が継続・発展することを通じて、ひいては相手の国とわが国のつながりを強め、お互いの発展に貢献できるのであれば、その一端に携わる者としてとても光栄なことだと思っています。

## 8. おわりに

最後に、なぜ長期派遣専門家が現地に派遣されるのかということに触れておきたいと思っています。長期派遣専門家はよく橋渡しであるといわれます。相手国の政府機関等に派遣される立場であることから、国と国、そして関係者と関係者をつなぐという、いわば横の意味での橋渡しという意味です。もっとも、当たり前のようにオンラインでのやりとりが可能になった今、インフラ整備などと異なり、法整備の分野では日本にいながら知見を提供することも可能であり、必ずしも現地にいる必要はないのではないかという考え方もあるかもしれません。

しかし、これまで話してきたとおり、法整備の協力とは、相手の国にとっては外国に対して自国の統治に関わる悩みを見せるか否かという次元の悩みを伴う営みです。先方の本当の問題意識や本当の課題がどこにあるのかは、実は先方にとって必ずしも言いたいこととは限らず、これを知るといふ作業は現地においても決して容易なことではありません。そうした領域の問題に関わろうとする以上は、やはり相手との信頼関係が大前提であり、そのためには現地で人が直接触れ合い、お互いの関係を育むという素地があることが不可欠だと思っています。

他方で、当然ながら長期派遣専門家でできることには限界があります。長期派遣専門家と言っても、実際はそれぞれの分野における一実務家にすぎません。ベトナムに限らず、時代の変化とともに相手国の関心やニーズがさまざまに変化しつつある中、なおさらできることは限られていくようにも思います。これを支えてくださっているのが、法務省をはじめとする各機関、大学、実務家の方々など、各分野の経験豊富な多くの日本側関係者の方々です。その支えがあるからこそ、長期派遣専門家は現地で活動を進めることができおり、そのようなオールジャパンとしての知見を相手の国に届けるための素地をつくるのが、何より求められる役割だと思っています。

そして、長期派遣専門家としての仕事は、自分の数年の任期で完結できるようなものではありません。それまでの活動の積み重ねの上に存在し、かつ、自分の後にこれを引き継ぐ人たちがいてくれるからこそ、成し遂げられ得るものだと理解しています。その意味では国と国、関係者と関係者の橋渡しであると同時に、先代の歩みを少しずつでも前進させ、これを後ろの代に引き継いでいく、縦の意味での橋渡し役でもあると思っています。こうした役割はおそらくどの国であっても同じではないかと思えます。

最後に、わが国の法整備支援の歴史は最も古いベトナムで約 25 年ですが、70 年近い ODA の歴史全体から見ると、実はまだまだ若い分野であると言えます。その意味で、ODA の世界の中でさえ、実は必ずしも十分に認知・理解されているとは言えないかもしれません。しかし、このことは逆から言えば、この分野の仕事はまださほど決まったルールが敷かれていないということでもあります。その中でも特に長期派遣専門家は、現場の最前線で相手と直接向かい合う存在としてかなりの裁量が与えられています。もちろんいろいろな枠組みに伴う制約はありますが、その中で具体的にどのような活動をどのように進めるかはそれぞれの長期派遣専門家次第です。関心のある方にはぜひオールジャパンの一員として、また、現場の一員として、わが国の法整備支援活動を一層盛り上げていただきたいと思えます。

これで私からのお話を終わります。ご清聴ありがとうございました。

## 質疑応答

(及川) 横幕さん、ありがとうございました。

それでは、質問にお答えいただきたいと思えます。最初の質問です。「法整備支援は、どうしても相手の警戒心・反発心を招きやすい性質があるという説明があったと思えます。そのような警戒心・反発心をどのようにして和らげていったのか、横幕さんなりに苦労されたこと、工夫されたこと、努力されたこと、相手の態度が変わった瞬間などがあれば、差支えない範囲で教えていただければと思えます」というものです。

(横幕) こればかりは、こうしたらいいという何か正解のようなものがあるわけではないのだろうと思っています。個人的には、間接的ではあるかもしれませんが、先方が知りたいことに対してきちんと答えるなど、やはり一つ一つの目の前の活動での相手への対応を誠実に繰り返していくという積み重ねしかないような気はしています。もちろん、直接何かをきっかけにして相手の態度が突然変わるという経験をされている方もいらっしゃるかもしれませんが、私の場合は、特に何かきっかけで突然がらっと変わったというよりも、徐々に変わっていったという感じでしょうか。

(及川) お答えいただき、ありがとうございます。

次の質問です。「ベトナムでの活動の困難な点、特に文化的・思想的観点で他国と比べて困難な点がございましたら、講演の中でもお話があったかと思えますが、追加で何かございましたら、教えていただければと思えます」というものです。

(横幕) 先ほどの話の中でもご説明したとおり、長年の支援の積み重ねがある分、これまでのやり方が確立されているという面もありますから、そういう意味では、新しい変化に対する抵抗感も少なからずあって、時間をかけて慣らしていかなければならない点はあるかと思います。これは思想的・文化的に困難な点とは違うかもしれませんが、まずそういう点はあるかと思います。

あとは強いて申し上げればですが、プロセスを重視する文化があると思われる反面、現場の担当者の方と議論していると、実は、いったん制定された法律に対しては、それを当たり前のもの、当然のもの、所与のものとして考えてしまう傾向もあるように思われ、それらが併存しているような気がしています。それが何に影響するかというと、制度のそもそもの趣旨に立ち返って考えたり、あるいは生じている問題の本当の原因は何なのかというところに突っ込んで議論しようとする、そこから先になかなか進みにくくなってしまいうという点です。この点は、法律に対する考え方といった法学教育とも関連するところかもしれませんが、なかなか難しいところです。

(及川) 横幕さん、ありがとうございます。たくさんのご質問を頂いているところ大変申し訳ございませんが、時間の都合上、ここで質疑応答を終了させていただきます。横幕さん、質問をくださった皆さま、ありがとうございます。なお、横幕さんには後ほどの質疑応答の時間でも、皆さまからの質問にお答えいただきます。お時間となりましたので、以上で横幕さんの講演を終了します。

ここで14時20分まで休憩とします。ご質問のある方は、この休憩中にもZoomのチャット機能を使用してご質問を書き込んでください。ご質問を書き込む際は、どなたへの質問かを明記していただきますようお願いいたします。

#### パネルディスカッション①「法整備支援への携わり方」

パネリスト：

岡 克彦（名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）副センター長・教授）

稲田亜梨沙（JICA ガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チーム職員）

金納 達昭（JICA 長期派遣専門家（カンボジア））

石崎 明人（弁護士・法務省法務総合研究所国際協力部調査員・元 JICA 長期派遣専門家（ネパール））

モデレーター：

川野麻衣子（法務省法務総合研究所国際協力部教官）

(及川) ここからはパネルディスカッションに移ります。パネルディスカッション①のテーマは「法整備支援への携わり方」です。ここからはモデレーターを務めます、当部教官の川野麻衣子より進行させていただきます。川野さん、よろしくお願ひします。

(川野) 皆さん、こんにちは。法務省法務総合研究所国際協力部教官の川野麻衣子と申します。このパネルディスカッション①では、法整備支援への携わり方についてディスカッションしていきたいと思ひます。

まずはパネリストの皆さまをご紹介します。名古屋大学法政国際教育協力研究センター



(CALE)の副センター長で名古屋大学教授の岡克彦先生、国際協力機構(JICA)ガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チームの稲田亜梨沙さん、JICA長期派遣専門家としてカンボジアでご活躍中の金納達昭さん、ICD調査員で元・ネパールのJICA長期派遣専門家であり、弁護士でもある石崎明人さんです。よろしくお願いします。

先ほど横幕さんから、法整備支援に携わる方のバックグラウンドはさまざまなものがあるというお話がありましたが、このパネルディスカッションでは、4名の異なるバックグラウンドをお持ちのパネリストの方々からご経験を伺いながら、法整備支援に携わるにはどのような方法があるのかを探っていきたいと思います。

## 1. 経歴・現在の活動内容

(川野) まずは自己紹介として、パネリストの皆さまのこれまでのご経歴や、法整備支援との関係でどのようなお仕事をされているかを伺いたいと思います。その後、参加者の皆さんから事前にたくさんの質問を頂いていますので、その質問やチャットで頂いた質問を聞いていきたいと思います。ご参加の皆さまはぜひチャットでもご質問をお寄せください。それでは、岡先生からお願いします。

(岡) 皆さま、こんにちは。初めまして。岡克彦と申します。今回のテーマとの関わりで言うと、私は法政国際教育協力研究センター(CALE)で主に法整備支援の職務をしています。CALEの事業は大まかに分けて三つありますが、今日の焦点で言うと、特に法学教育支援、現地の法律家の養成をしています。名古屋大学だけではなくて現地の大学にも研究センターがあり、日本法教育研究センター(CJL)というものが東アジア地域の4カ国・5カ所に設置されています。ここでの法学教育支援の特徴は日本語による日本法教育です。なぜ、日本語でするのかというと、その方が深化した教育効果が期待できるということ、さらに、卒業生の日本への定着や貢献度が高まるということを理由として挙げています。今日は皆さんのキャリアを考えたときに、法学講師の職務という観点からお話しできればと思います。

日本語による日本法教育において、法学講師は「日本法入門」という一番中核的な教育プログラムを担います。今回のパネルディスカッションでは、昨年の2020年12月に法学講師のキャリアについて、特に経験された講師の先生方のセミナーをCALEで実施したのですが、これを踏まえて、私なりに「法学講師の魅力」を語りたと思います。

2020年12月現在、CALEでは24名が法学講師として採用され、各地域のセンターに派遣されています。私たちのセンターの法整備支援の役割は、人を育てる支援です。これは単に現地の学生を育てるというだけではなくて、教育を通して法学講師を担当する自身を育てるところに、恐らく一番のポイントがあるのではないかという気がします。これは法学教育支援を大学という研究教育専門機関で担うことの意義、つまり大学の研究者・教育者という立場で現地の学生に接するところが一つのポイントになります。そして、日本あるいは現地の法律を客観的に見直し、批判的に評価する中で、新たな課題を見つけ出したり、その課題を分析したり、あるいはその課題を解決したり、大きく言うと法学を哲学的な視点で改めて省察していくわけです。法学講師で一番重要なこととして、現地の大学生を教えることで、実は教育主体である講師自らが教育されていくという、この

フィードバック効果がやはり一番の魅力ではないかと私は考えています。

現地の人々は確かに日本語がある程度できる学生です。しかし、日本法などは全く分からない状況ですから、法学講師は日本語で日本法という異国の法制度を教えることの難しさにまず直面します。そうすると、教育のノウハウ・方法をちゃんと見つけ出す必要性が出てきます。ここに法学講師としての工夫あるいは考え方の出発点があります。そこには二つの問題点があると思うのです。一つは、講師自身含めて日本法の理解という根本的な部分をもう一度見つめ直さざるを得ないということです。もう一つは、それを伝えるという問題です。現地の全く分からない白紙の人々にどうやって日本法を教えるのかということに、恐らく独自の視点・考え方があり得るのだらうと思います。教育する講師という立場を通して、法学講師は自らが改めて日本法について発見し、気付きを得ます。今まで留学などで自分たちが学ぶという立場ではなくて、「教える」という実践を通して自らを育てるところに、法学講師の魅力があるのではないかと思います。

(川野) 岡先生、ありがとうございます。私もカンボジアのCJLの学生の方々と交流させていただいたことがあるのですが、日本人でも難しい日本の法律を日本語で勉強されていて、すごい取り組みをされているのだなと本当に感動した記憶があります。今日はよろしくお祈りします。

(岡) こちらこそ、よろしくお祈りします。

(川野) 続いて、稲田さんから自己紹介をよろしくお祈りします。

(稲田) ただ今ご紹介にあずかりました、JICA ガバナンス平和構築部ガバナンスグループ法・司法チームの稲田と申します。本日はどうぞよろしくお祈りします。私からは簡単に自己紹介とJICAによる法整備支援のご紹介をしたいと思います。

私は2017年に大学の法学部を卒業し、その後、国際協力研究科で法学、特に国際法を専攻しました。2019年に国際協力機構に入構して、人事部への配属を経て、現在は法・司法チームで業務を行っています。現在、私が担当している法・司法分野の主な業務としては、アフリカの複数国やケニアにおける少年司法分野や司法アクセス向上の調査、コートジボワールを中心とした仏語圏アフリカ諸国での刑事司法の研修、バングラデシュでの調停制度に関する研修事業などがあります。

続いて、JICAの事業の概要をご説明します。JICAは日本の政府開発援助(ODA)を一元的に実施している機関で、多様な協力メニューを有しており、途上国の開発課題の解決に取り組んでいます。法整備支援はその中で技術協力というメニューに該当し、これまでのお話にもあったように、専門家を派遣したり、途上国から研修員を受け入れたりして、日本が持っている技術やノウハウをお伝えするという活動を実施しています。

JICAの法整備支援の系譜としては、主に1960年代の集団研修による人材育成事業に始まり、1990年代から2000年代にかけて、ベトナムでの市場経済化を契機とした法整備支援、カンボジアやコートジボワールといった紛争影響国における法整備支援、ミャンマーやインドネシアを中心としたビジネス環境整備に関わる法整備支援など、中心とする分野

を拡大しながら事業を進めています。現在は主に東南アジアや南アジア、東・中央アジア諸国やアフリカの一部の国を対象として、民事司法や刑事司法、知的財産権法、競争法といった分野で事業を行っています。

JICA の法整備支援はルールの整備、法運用組織の機能強化、司法アクセスの向上という 3 本柱を重点的に実施しており、皆さんが法整備支援と聞いてイメージするのは恐らく法律や法制度をつくるころかと思うのですが、決してそれだけではなくて、法律を運用する組織の能力強化や人材育成、一般市民の方々が司法にアクセスする手段を担保することにも力を入れています。また、JICA の法整備支援事業は決して JICA のみで実施しているものではなく、現地専門家の方々、また、日本国内でも大学教授や法務省の方々など、さまざまなアクターにご協力を頂きながら事業を進めています。さらに法・司法チームでは、法整備支援以外にもメディア・選挙管理支援、警察協力、ビジネスと人権といった分野でも協力を行っています。

また、国際協力への関わり方としては、大学や NGO、民間企業等のさまざまな立場から国際協力、特に法整備支援に関わることも可能です。このことや法整備分野でのキャリア、JICA の仕事内容について後ほどお話しできればと思います。本日はどうぞよろしく願います。

(川野) 稲田さん、ありがとうございます。稲田さんがおっしゃったように、法整備支援活動はさまざまな機関が関係していて、例えば CALE や JICA、ICD などが独自で行っているような活動もあれば、こういった機関が協働して実施しているものもあり、大変多岐にわたっているということがお分かりいただけたのではないかと思います。

それでは金納さん、お願いします。

(金納) 皆さん、こんにちは。カンボジアの長期派遣専門家の金納達昭と申します。私の経歴と、現在はカンボジアでどのような活動をしているかを簡単にご説明したいと思います。

私は裁判官出身で、名古屋や沖縄、東京などの裁判所で勤務した他、カナダで 1 年間の海外留学を経験しました。その後は半年間、法務総合研究所国際協力部で研修した後、今年 2 月にカンボジアに長期派遣専門家として赴任し、現在に至っています。

カンボジアで実際にどのようなことをしているかという、カンボジアでは日本が起草を支援して民法と民事訴訟法を制定したのですが、まだまだカンボジア現地のの人にとっては新しい慣れない法律で、それを正しく理解してうまく使いこなせる人材が不足しています。そこで、民法や民事訴訟法を正しく運用できるようにカンボジアの人たちを手助けするというのが現行のプロジェクトの目標です。具体的には判決書の公開、民事訴訟で使う書式例の作成、民事法に関連する法令の起草支援を 3 本柱として行っています。私はそのうち書式例の作成について、裁判官としての経験を生かしながら、現地の法律家等によって構成されるワーキンググループと一緒に様々な議論をしながら取り組んでいます。作成した書式例については、カンボジア全土の裁判官を対象としたセミナーを行ったり、司法省のホームページで公開したりして、カンボジアの皆さんに広く周知されることを目指して活動しています。

(川野) ありがとうございます。金納さんはカンボジアに派遣される前はICD 教官としてお仕事をされていて、私も一緒させていただきました。最近は金納さんのように、検事・裁判官・公務員から JICA 長期派遣専門家になれる方々は、ICD でお仕事をされてから現地へ赴任するというのが一般的かと思います。

それでは石崎さん、お願いします。

(石崎) こんにちは。弁護士の石崎明人と申します。弁護士としては今年で 10 年目になります。弁護士登録から 5~6 年ほどはほとんどドメスティックな仕事を日本国内でやっていたのですが、2017 年から 2019 年までの 2 年間はネパールに JICA 長期派遣専門家として赴任しました。

ネパールは馴染みのない方も多いかもかもしれませんが、特に最近は日本国内にネパール人が増えてきて、ネパールレストランなども大変見かけるようになってきました。エベレストがある国というイメージもあると思いますが、細長い国の北側はヒマラヤ山脈などの 8000m 級の山々があり、南側は海拔 70m まで急に下がってインドと接しているという、高低差が非常に激しい国で、民族多様性も非常にある国です。

ネパールは 2008 年に君主制を廃止して、今日のこの時点では君主制を廃止した国の中では一番若い国ということになるかと思います。君主制の廃止と同時に、それまでは民法や刑法、刑訴法、民訴法などが全て一つの法律だったのですが、それを分けて整理し直すというプロジェクトが立ち上がりました。日本が JICA の方で民法の起草支援をすることで 2009 年からずっと支援をしてきて、私が赴任した 2017 年に民法がついに成立し、私はその民法の普及活動の支援を行っていました。具体的にはネパール語の法律を英語に翻訳するプロジェクトや、条文を書いたものを本にして配るためのプロジェクトに携わり、それから弁護士や裁判官、役人などには法律を全く分かっていない人もたくさんいますから、そういう人たち向けの地方のセミナーなどを企画したりしてきました。

帰国後は弁護士に戻って仕事をしているほか、ICD 調査員として非常勤で法整備支援の仕事もしています。さらに日本弁護士連合会の国際交流委員会でも、弁護士会同士のことが多いのですが、独自の法整備支援活動をしており、委員会の事務局次長を務めています。弁護士業務としては昔と同様に国内の民事、刑事、企業法務、家事事件なども多いのですが、海外に行っていたということで、国際取引やネパール人の離婚などの事件も増えてきています。本日はよろしくお願いします。

(川野) ありがとうございます。参加者の皆さんからは「弁護士として法整備支援に携わりたいが、どうしたらいいか」など、たくさんの質問が来ているので、この後ゆっくりお答えいただければと思います。よろしくお願いします。

ここで私も簡単に経歴を紹介させていただきますと、私は法務省民事局出身の ICD 教官です。国家公務員総合職で法務省民事局に入省し、法務省内や法務局、他省庁など、さまざまな部署を経験した上で、今は主に不動産登記や戸籍関係の法整備支援に携わっています。ICD には私の他に検事や裁判官出身の教官、検察事務官、法務局職員、入管庁職員などの国際専門官がいます。このような携わり方もあるということで、簡単にご紹介しまし

た。

## 2. 法整備支援に携わる方法

(川野) それでは早速、本題に入りたいと思います。事前に参加者の皆さまから頂いた質問を聞いていきますが、最初の質問は「どうすれば法整備支援に携わることができるのか」というものです。

JICA の稲田さんや裁判官の金納さんは組織に所属されているので、人事の関係もあって、法整備支援がしたいからといって必ずできるわけでもないという難しいところもあると思いますが、どのようなきっかけで法整備支援に携わることになったか、JICA に入る前や裁判官になる前に法整備支援や国際協力という分野に興味をお持ちだったのかというところをお聞かせいただければと思います。

(稲田) 私が国際協力に関心を持ったきっかけをご紹介しますと、まずは中学校時代に遡ります。緒方貞子さんという、UNHCR の国連難民高等弁務官や、過去には JICA の理事長も務められた方の書籍を読んで、難民問題に関心を持ちました。難民や国内避難民など、自身の境遇や生まれによって脆弱な立場に置かれてしまった方々をどのように守ることができるのかということに関心を持ち、そうした方々の権利を守るためには法整備、制度づくりが必要だと考えました。

就職活動を経て JICA に入ったのですが、なぜ JICA を選んだかという点、新卒採用で国際協力や法整備、制度づくりに携われるところとなると、選択肢も絞られてくるかと思うのですが、中でも特に JICA は、必ず法整備やガバナンスの分野に携われるとは限らないのですが、比較的大局的な立場で専門家や国内のリソースを生かしながら、その国の課題解決に携われるという点が魅力的だと感じました。JICA の中でも人事異動がありますが、年に一度、意向調査という形で、各職員の異動希望やキャリアプランを上長と相談しながら人事部に提出するという仕組みがあります。私も初めは人事部に配属されたので、法制度整備支援に直接的に関わることはなかったのですが、この分野に関わりたいということはずっと希望していました。今年、幸いにもその希望をかなえていただけて、今のチームに所属しています。ですから、JICA の総合職という形であっても、希望していれば法整備支援などに関わるができるかと思っています。

(金納) 私は裁判官出身なのですが、私が法整備支援や国際協力を知ったきっかけは、裁判官になる前の修習生の頃にお会いした裁判官です。その裁判官が、たまたま ICD 教官をされた経験があり、その方から ICD の業務内容や法整備支援についていろいろなお話を伺えました。裁判官でありながら、海外の法整備支援に関わることができるということを知ったきっかけでもありましたし、法整備支援の活動そのものにも興味を持ったきっかけでもありました。そして裁判官になった後に、幸運にも留学する機会を頂き、海外での生活や異なる文化圏・司法制度を持った国で勉強する経験ができました。これが大変刺激的で、留学が終わった後も、もし機会があればまた異なる文化圏で活動できればという思いを持って、法整備支援の活動を希望するに至ったという流れです。

裁判官も人事の問題はあって、必ずしも希望どおりにいくというわけではないのですが、

1年に1回、異動の希望を出す機会があります。さらに裁判官は10年目ぐらいまでの若手のうちに一度や二度は裁判所の外に出て、どこかの省庁や民間企業に行ったり、留学したりといった、外部経験をするという流れに今はなっており、法整備支援の長期派遣専門家やICD教官も外部経験の選択肢の一つに挙がっていました。私は留学後に長期派遣専門家を希望異動先の一つとして毎年出していたら、幸いにも選んでもらえたという経緯です。

(川野) ありがとうございます。お二人とも法整備支援をしたいと思ったり、国際分野に興味を持たれたりして、希望を出されて今に至るということかと思います。

弁護士の場合は少し違うと思うのですが、法整備支援に携わるにはどのような方法があるのか、石崎さんはどういうきっかけで法整備支援に携わることになったのかをお聞かせください。

(石崎) 弁護士は自由業であり公務員ではないので、所属している事務所の方針で、あるいは独立していれば自分で全て決められますから、今のお話のように希望をどこかに出して異動するという形にはなりません。ただ、客商売ではあるので、例えば日本から2年間いなくなることは国内キャリアの断絶になりますから、その辺は全て自己責任でやることになろうかと思います。

弁護士として法整備支援をやるとすれば、JICA長期派遣専門家なり、日弁連の活動なり、あるいはICDやCALEに応募してやることもあると思うのですが、JICAに関しては現地赴任の他にも本部で特別嘱託として日本側でやる仕事もありますし、JICAの仕事にしても、CALEの仕事にしても、何か募集がかかったら日弁連で登録しているメーリングリストで広報されますから、そこを見て応募することが多いと思います。

私が法整備支援をやることになったのは、ロースクールで授業を受けたことがきっかけでした。法整備支援の講義を受けて、これは面白そうだなと思ったのです。元々、私はバックパッカーで中東やアフリカ、アジアなどを一人で何カ月も回っていたので、弁護士を目指しつつも開発途上国に関わりたいたいと思っていたところに法整備支援の講義を受けて、これは弁護士になって5年ほど修行を積んだらやろうと決めていました。それで事務所に入るときも「いずれは辞めます」と最初に言ったりしていたのですが、入って5年たったところでたまたま募集がかかったのがネパールだったというご縁で、ネパールに行かせていただいたということになります。

(川野) ありがとうございます。弁護士になる前から熱い思いがおありだったということですね。

今の石崎さんのお話にもありましたが、続いて岡先生、CALEや先ほどご紹介いただいた日本法教育研究センター(CJL)で働きたいと思った場合にはどうしたらいいのかを教えてください。

(岡) 実際に過去の名古屋大学の特任講師の募集内容を見ながら、まずはその職務内容についてお話をしようと思います。日本法教育研究センターでは現地の法学部の学生から特に日本法に関心を持っている学生を募集し、1年生から言語としての日本語を徹底的に

学ぶほか、2年生では日本史・公民、いわゆる文化や日本の制度の基本的な考え方を中心に学び、さらにそれをベースにして3・4年生からはいよいよ日本語による日本法入門という形で、知識の伝達だけでなく、クラスのディベートでお互いに議論するなど、さまざまな教育方法を通して日本法の知識と問題点、そして法学一般の考え方を習得していただきます。3年生では学年論文を最後の締め括りとして作成し、ここでは自分たちが学んだ法学・法現象の中で、自国の問題にしても、こういったところに関心を持って論文を書くかという指導が含まれます。その後、日本の大学院、特に名古屋大学の大学院への進学希望まで出てくることを目指しているのです。そういう学生に大学院の入学試験に臨んでいただくというところで、講師には研究計画書等の執筆指導にも携わっていただくこととなります。

具体的な応募資格は、修士（法学）の学位を持っていること、またはこれに準ずる研究業績を有していることです。ここで想定しているのは、研究者などのキャリアをお持ちの方です。あるいは法曹を具体的に担っている方、つまり司法試験に合格していること、またはこれに準ずる職業経験を有していることが条件となります。その他にも幾つかの条件がありますが、これが最も基本的な応募資格となります。採用後はベトナム、ウズベキスタン、モンゴル、カンボジアの4カ国のいずれかに派遣されます。

（川野） ありがとうございます。法学講師になるには研究者か、法曹資格者である必要があるということですね。ちなみに研究者という点で言うと、大学の先生方には JICA や ICD が企画する支援国向けのセミナーなどに講師としてご参加いただいたり、支援対象国が起草中の法案の内容についてアドバイスを頂いたりしているので、専門の研究分野で法整備支援に携わるという方法もあるかと思います。

### 3. 法整備支援に必要なスキル・能力

（川野） 続いて、法整備支援に必要なスキルや能力について伺いたいと思います。事前に参加者の皆さまから頂いた質問の中でも、「法整備支援に携わるには何を勉強すればいいですか」「英語はどれぐらい勉強しておいた方がいいですか」という質問が本当に多く来ています。

まずは先ほどの質問との関係で岡先生にお伺いしたいのですが、CJL に講師として派遣される方はどのような経歴や専攻の方なのか、外国語のスキルはどのくらいのレベルが必要とされているのかをお聞かせいただければと思います。

（岡） どのような経歴・専攻の方が CJL に派遣されるのかというと、今まで派遣された24名の経歴としては、当初はカンボジア法やベトナム法などのアジア法学者をはじめとする研究者が結構多かったのですが、最近の傾向としては法曹の方、特に弁護士の方が多いです。その弁護士の方の経歴としては、もちろん前後はあるのですが、やはり今日ここに来られている方と同じく JICA 長期派遣専門家で既に経歴をお持ちの方、あるいは今後そういう国際的な視野を目指していく上で、CJL の法学講師を一つのステップとして考えている方、さらに法曹資格を持ちながら、見識を高めるためにアメリカやイギリスなどの海外の大学院に留学された方が多いのが特徴です。

例えばアメリカのロースクールで法学修士号（LLM）を取得して、さらに中には各州の弁護士試験を受けて合格して、弁護士資格まで取るという形で、単に法学講師というだけではなくて、国際的な法曹の立場、あるいは法整備支援を契機としながら今後のキャリアをすごく伸ばす、発展させるというプロセスの中で法学講師をされている方が多いというのが、私の印象です。ですから、今後のキャリアアップなどを考える上で法学講師を目指すというのは、一つの大きな在り方であると思います。

また、CALE のプロジェクトは、普通の法制度づくりや法整備支援をするのではなくて、実際に現地の法曹を育てるという役割を通して同支援に携わっていくところに一つの大きな特徴があるというのは、先ほど申し上げたとおりです。それを考えると、単に留学で学ぶということではなくて、教えることを通して法学や日本法を再認識する上では、法学講師を通過することは大変意義があるのではないかと思います。現地の人たちの目線、あるいは伝える側の立場に立って考えることが、ある面で視点が転換される大きなきっかけになるという点は、他の法整備支援とは異なる、この法学講師という教育・人材育成の領域における一つの特徴ではないかと考えています。

（川野） CJL の講師になるのに、外国語のスキルはどれぐらい必要なのでしょう。

（岡） CJL では日本語で日本法を教えるので、恐らく言語的に日本語は皆さん習得されているでしょうし、加えてやはり現地の言葉が分かればいいのですが、その習得はなかなか難しいところではあると思うのです。その意味では英語を習得している方が多いですし、また、英語を習得しながら今後のキャリアアップを目指そうと考えていらっしゃる方もいるので、少なくともこの法学講師のレベルにおいても、英語を習得することは今後の活動において大きな力になるのではないかと考えています。

（川野） ありがとうございます。

続いて稲田さんに、JICA に入るにはどういう能力や外国語のスキルが必要なのか、また、JICA には中途採用されて法整備支援に携わっている方々もいらっしゃると思いますが、そういう方々はどういう実務をされていた方が多いのかを教えてください。

（稲田） まず JICA に入るために必要な能力ですが、こちらは一概に言うことが難しいのですけれども、法整備支援に着目して言うと、法律分野の知識や知見を専門的なレベルまで持っていることは必ずしも求められません。ただし、その分野の事業に携わるに当たり、日本において法整備や制度運用に関するリソースとしてはどのようなものがあって、どのように JICA の事業に活用できるか、そういう方たちをどのように巻き込むべきかを日々考えながら仕事を進めていく必要があります。従って、専門的な分野の知見というよりは、今までその分野に携わってこなかったアクターを国際協力の分野に巻き込むために、国際協力の魅力を伝えるプレゼンテーション能力などが一定程度必要になってくると、仕事をしています。

また、中途採用のお話ですが、私が現在所属している法・司法チームにも社会人採用で



入構した方が何名かいらっしやって、特に法整備支援に携わっている方々は弁護士資格を持っていて、前職では弁護士事務所に所属して企業法務などを担当していたという方もいらっしやいます。ただ、社会人採用と新卒採用のいずれにおいても、法・司法チームに配属された方々が押しなべて法律関係の資格を持っている方々ばかりというわけではなくて、私自身も資格は持っていないくて学部や修士で学んだのみですから、そこは堅く捉えずに、気軽に新卒採用や社会人採用について考えていただければよいのではないかと思います。

(川野) 英語についてはいかがですか。

(稲田) 英語に関しては、JICA の新卒採用では入構のハードルとして例えば TOEIC のスコアで何点が必要とか、そういったものは特段定められていません。入構後に JICA の補助を受けて英会話のスクールに通ったりできる制度もありますし、集団語学研修という形で、JICA の職員の中から英語の能力・スキルを高めたい方たちが集まって、講師の授業を受けたりする研修の仕組みもありますから、採用の段階で英語に苦手意識を持っている方でも、気軽に受けていただけるのではないかと思います。

(川野) お二人とも大変詳しく必要なスキルについてお答えいただきまして、ありがとうございました。

続いて、金納さんと石崎さんに質問したいと思います。お二人は大学やロースクールで学ばれたこと、裁判官や弁護士として経験されてきた実務のどういった点が法整備支援に役立っていると思われますか。また、外国語のスキルはどれぐらいのものが必要なのかを教えてください。

(金納) 大学やロースクールで学んだことと裁判官としてこれまで仕事で得た経験は、私自身の関係で言うと、どちらも大変役に立っていると思います。私はカンボジアで現地の法律家と民事訴訟手続に関する書式例を作るという活動を主にやっているのですが、単に書式例を作るというよりは、カンボジアの今の実務にどういった問題点があって、そこにどう対処すべきか、問題を未然に防ぐためにどのような記載をすべきかという議論をするので、どうしてもカンボジアの裁判実務の問題点も議論に上がってきます。そういった実務の問題点について議論するとき、日本の裁判実務ではそれについてどう解釈して、どのように対応しているかという話ができるのは、一つの武器になっているのではないかと思います。

また、実務以前に、そもそもの法律の解釈や法律の趣旨の理解までさかのぼって、議論した方がいいのではないかとということも結構あって、そういう法律の趣旨や解釈の話になってくると、実務上の取り扱いというよりは、まさに大学やロースクールで学部生やゼミ生のときにやったような、そもそもの理屈の話をどのように分かりやすく伝えるかということが大事になってきます。まさに先ほど岡先生が言われたように、教える立場に立つことで改めて考えさせられることもあるということかと思いますが、そういった場面で、やはり自分自身が学生だったときの経験は非常に役立つと思っています。

英語の能力については、カンボジアでは業務の中で英語はほとんど使っていないのが現

状です。基本的に私が日本語で話したことをカンボジア人のスタッフがクメール語に翻訳してくれて、それでカンボジアの皆さんとやりとりをしています。英語を話せるに越したことはないと思いつつも、カンボジアの方にも英語が得意な人はそこまでいないということもあって、結局はカンボジア語と日本語のどちらもできるスタッフに通訳を頑張ってもらっているのが現状かと思います。

(川野) ありがとうございます。ちなみに、金納さんはクメール語を勉強されたりはしているのですか。

(金納) たまにクメール語で挨拶してみるのですが、大体は苦笑いされて終わっています。めげずに頑張っていきたいと思います。

(川野) やはり現地語は難しいですね。では石崎さんからも必要なスキルについてお答えいただければと思います。

(石崎) 実務経験はやはり役に立つと思っています。それは金納さんがおっしゃったとおり、裁判実務が分かっていることで、実際に裁判がどのように進んでいくかをイメージできると、そうでない場合に比べて話がかなり違って来るからです。また、法律自体の比較についても、やはり日本の法律を条文操作して事件を解決した経験があるかどうかによって、議論の深みが違ってきます。例えばネパールの民法は、これはいつも議論になっているのですが、一般的不法行為の規定がずっとなかったのです。特別法はあったのですが、ネパールでは刑事裁判の中で刑罰の一つに損害賠償が設けられているという、日本とは全く違うシステムでした。そして、新しく民法に不法行為の条文ができたのですが、果たしてこれがどのような行為を捕捉するのか、例えば故意過失をどう認定するのか、損害は何が含まれるのか、逸失利益や慰謝料をどうするかということについては全く実務ができていませんでした。日本では赤本のような実務上の基準があって動いているのですが、やはりそういう先例がなければいけなくて、条文だけ作っても意味がないという話になってきますし、仮に逸失利益を認めるとしても、日本のように労働能力の喪失率に従って何千万という判決をたくさん出したところで、やはり保険制度がないと結局は支払いができないので意味がないという話になってくるのです。法律を適用して最後の最後に行き着く先までやったことがないと、どのような問題があるかをなかなか論じることができないので、やはり実務経験は大事だといつも思っています。

語学については、金納さんがおっしゃったとおり、実は国によって必要とされるレベルはかなり違っていて、もちろん現地語が分かれば一番良いのですが、やはりそれは難しいと思います。JICA 長期派遣専門家の公募では TOEIC の点数の要件が一応あるにはあって、私のときは七百何十点だったと思います。ただ、それで話せるというわけでもないで、あまり当てにならないのですが、ネパールは皆さん英語が堪能ですから、カンボジアと違って通訳が付かなくて、私は一人で行ってずっと英語で全部やっていて、すごく大変でした。ですから、どこの国に行くかによって要求されるレベルが違って来るということになるかと思います。ただ、どこの国に行ったとしても、英語の文書を読んだり、現

地のニュースを英語で調べたりするので、英語はできた方がいいのではないかと考えています。

(川野) ありがとうございます。やはり英語を勉強しておくに越したことはないということですね。

#### 4. 法整備支援以外の国際協力

(川野) 本当に詳細にお答えいただいて、私としては大変興味深くてもっとお聞きしたいのですが、時間もそろそろ迫ってきているので、こちらが最後のご質問になります。少し視点を広げてみて、「法分野の国際協力として、法整備支援以外にどのようなものがありますか」というものです。岡先生と稲田さんに教えていただければと思います。

(岡) 確かに法整備支援はその国における基本的な法制度の確立ということになるのですが、ただ、発展途上国の現状の問題として、政治が安定しておらず、いわゆる為政者、政権を取っている側の利益がどうしても中心になっているという問題があります。長期的には確かに国民の利益に資するということなのですが、短期的に考えると、どうしても当時の政府の利益が中心になってしまいます。そうすると、そのときの制度そのものが果たして国民全体、あるいは庶民の人々の幸福や権利の実現にどのくらい貢献できるのかという問題はどうしても出てきます。

これは法整備支援では多く出てくる問題なのですけれども、そういう観点からすると、政府の ODA 系の支援の仕方と非政府組織における人権の在り方というのは、もう一つの大事なポイントではないかと思えます。非政府組織における国際人権団体で、法曹の人や法に関心のある人が現地の人権の在り方というところで仕事をするというのとは一つの視点であり、それが今後はすごく重要になってきます。例えば「国境なき医師団」のような形で、実際に今は「国境なき人権」という NGO もありますから、そういう進出の仕方は今後ますます大変重要なポイントになってくるのではないかと思えます。そういうところで相互に、ODA のような政府系の支援と民間の支援の多角的な法整備支援の在り方というのが今後はありえるので、そういう意味では人権の方に目を向けて、いわゆる非政府組織で活躍するという方向性は、今後、すごく大事な視点になるのではないかと思えます。

(稲田) JICA の法・司法チームは法制度整備支援以外の分野でも協力を行っており、先ほどの岡先生のコメントにもありましたが、人権保障、人々が基本的な生活を送るための権利を守るということで、メディア・選挙管理支援や警察への協力、ビジネスと人権といった分野で業務を進めています。ビジネスと人権に関しては、特に児童労働に着目して、例えばガーナのカカオ産業で子どもたちが危険な重労働に携わっているという問題がありますが、今まで JICA の人権を守る協力に巻き込むことができていなかった民間企業などのアクターを巻き込むためのプラットフォームを整備するなど、新たな取り組みも始まっているところです。直接の法整備支援という観点からは少し外れてしまうのですが、そのような形で人権保障のための協力も行っているところです。

(川野) ありがとうございます。法分野の国際協力に携わるということでは、横幕さんからもご紹介があった UNAFEI という、各国の刑事司法実務家を対象とした国際研修を実施する部署が私たち ICD と同じ建物に入っています。また、法務省の職員になるというのも一つの選択肢です。法務省の職員になって、そのキャリアの中で国際会議に出席したり、国際機関や在外公館に出向したりして、法務省が所管する法律や政策に関する国際業務に携わるという道もあるかと思います。国際分野で活躍する法務省の職員についてはホームページにもインタビューなどが掲載されているので、ご興味のある方はぜひ読んでいただければと思います。

## 5. 法整備支援を担う次世代に向けて

(川野) 最後に全てのパネリストの方々から、今後、法整備支援の分野でどういうことをしていきたいか、また、今日ご参加の皆さんへのメッセージなど、一言ずつ頂ければと思います。

(岡) 今日はこういう機会を頂いて、改めて法整備支援にはどういう人々が関わっているのかを皆さんに見ていただいたと思います。そういう観点から考えると、今後はどういう携わり方を通して、法整備支援と自分の関わりを捉えるのかということ、単に当事者のみならず研究者の立場でも、アクターにおける法整備支援の問題性について別の視点でちゃんと考える必要があるということだったのですね。この点を、今日は学ばせていただきました。「支援の主体」、いわゆるアクターの立場はどうあるべきなのかを考える視点が新たに必要なのだというのを、このシンポジウムを通して改めて認識しました。

(稲田) 本日は貴重な機会を頂き、ありがとうございました。先ほど岡先生からもお話があったように、法整備支援、ひいては国際協力への携わり方は非常にさまざまであり、入り口としても、必ずしも新卒で入らなければならないというわけではなくて、途中から参入することもできます。その関わり方一つ取っても、専門家や法律実務家の皆さまのように、法律という分野のプロフェッショナルとして最前線で活動するという方法もあるかと思いますが、私のように JICA 職員として、対象国の課題を解決するためにいろいろなリソースを巻き込んで、最適な解決策は何かを考え、アプローチするという携わり方もあるかと考えています。皆さまもこれから進路選択やキャリア形成に関して、ご自身がどういう形で国際協力や法整備支援に携わりたいかを考えるかと思いますが、ぜひご自身が心惹かれる道に進んでいただければと思っています。

(金納) 私はまだ今年の2月にカンボジアに来たばかりで、これから法整備支援についてより知っていこうという立場ですし、やはりいろいろなスキームや難しいことはあるのですが、カウンターパートとの間の人と人とのつながりが非常に大事だと思っています。カンボジアから日本に帰国した後も、そういうつながりを何とかして維持していきたいと思っています。皆さんがどのようなキャリアを選ばれるかは分かりませんが、仮に海外に行かずに日本で活動するキャリアを選んだ場合であっても、例えば留学生が来たら話を聞かせてあげるとか、何かしら機会があるときにはぜひオープンな気持ちで接することで、

海外の方とのつながりを見つけていただけたらと思います。

(石崎) 私が弁護士としてこれからどのように法整備支援をしていけるのかということは、今後も探求していきたいと思っています。今日来てくださった皆さんには、せっかく持った関心を大事にしてほしいというのが一番言いたいことで、国際協力は経験がないとか、外国語や英語に対する心理的なハードルが高いという方も大勢いらっしゃると思いますが、それは私もそうでした。今も怖いので、英語の勉強は毎日しているのですが、元々特殊な適性がある人がやる仕事というわけでもないと思いますから、やはり皆さんには戻みせず、持った関心を大事にしてもらいたいと思っています。

(川野) ありがとうございます。

最後に、本日は元・最高裁判所長官で、現在は法務省の特別顧問をしておられる寺田逸郎様にご参加くださっていますので、次世代を担う方々にぜひお言葉を頂ければと思います。

(寺田) 今日はこのような立派な企画によんでいただいて、本当にありがとうございます。先生方のお話を伺っていても、法整備支援が非常に大きな位置を占めてきているということを実感しました。実は私が20年以上前に法務省で課長職をしていた当時は、主として刑事が法整備に関心を持って他国に協力していたのですが、民事がなかったのも、それを民事に広げるといえるときに、名古屋大学の森嶋昭夫先生をはじめとする多くの方々のご協力を得て始めました。私はそれに関わったことがあったので、今日こうなったことを本当にうれしく思います。

私もいろいろと国際的な関係で仕事をしたこともあるので、他国との関係で非常に豊かな経験が得られるということは自分自身も感じています。人間は社会の中で生きているわけで、共通の文化を持った人たちの中で生きるということが現実にあるわけですが、実はその社会は一つではなくて、外国と付き合いと分かるように、同じように法文化の中で生きている人の中では、そうでない人とまた違う親しみを得られて、いろいろな経験や体験などを共通にしてまた生きていけるということがあるので、そういう意味でもこの国際的な付き合いというのは大事なのだと思います。

国際的な関係を通じて日本が非常に特別な地位にあると実感させられるのは、日本は明治のときに法文化を大陸法から継受したという経験があり、それだけではなく、戦後はアメリカから法文化の洗礼を受けて、それをリファインしてきた経験もあるという点です。日本は今日では制定法国、大陸法の文化の中にあると一般には位置付けられていますが、必ずしもそうではなくて、むしろ江戸時代までさかのぼると、日本は先例を中心に回ってきた先例法国ではないかという考え方もあるわけです。例えば今日でも、新型コロナウイルス感染症の感染が広がった中で、国会での議論では「仮定の質問にはお答えできません」とよく言われます。制定法国では仮定の質問に答えることこそが法律を作るための作業なのですが、それが必ずしも日本にはぴったりフィットしていないということをこれは如実に示していると感じます。それは必ずしも悪いことではなくて、「本当に必要になったときに考えることこそ本当なのだ」というのが先例法主義ですが、日本はそういう位置にもあ

るのではないかと感じます。そういう日本の少しユニークな地位が、世界の法文化の中で貢献できる素地になるのではないのかと私自身は思っています。

今日も私の後輩の裁判官をはじめ、その他のいろいろなキャリアをお持ちの若い方々が積極的にこの仕事に関わってきて、これからも意欲的にそれを進めていこうとされていることを非常に心強く思いました。これからもこの動きが進むのに関心を持って見ていきたいと思えますし、今日参加されている多くの方がこれにより深くコミットしてくださることを強く希望します。

(川野) 寺田顧問、ありがとうございました。法整備支援に携わると一言で言っても、今日のパネリストの4名の方々のようにその携わり方はさまざまですし、今日はいくらもなかった国際機関や NGO などの活動もあるかと思えます。ぜひ今日のお話を参考にさせていただいて、稲田さんがおっしゃっていたように、皆さんなりに法整備支援で惹かれる道はどれかを今後も追求し続けていただければと思います。

それでは、パネルディスカッション①はこのあたりで終わります。ありがとうございました。

(及川) パネリストの皆さま、寺田顧問、ありがとうございました。最後の総括質疑応答でも、パネリストの皆さまにはお時間の許す限り質問に答えていただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

ここで15時35分まで休憩とします。ご質問のある方は、この休憩中にも Zoom のチャット機能を使用してご質問を書き込んでください。ご質問を書き込む場合は、誰に対する質問であるかを明記いただきますようお願いいたします。

#### パネルディスカッション②「法整備を支援するとは～ラオスの活動～」

パネリスト：

松尾 弘（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）

石岡 修（国税不服審判所審判官・元 JICA 長期派遣専門家（ラオス））

マノデート・チュンタボン（通訳・弁護士（ラオス））

須田 大（法務省法務総合研究所国際協力部副部長・元 JICA 長期派遣専門家（ラオス））

モデレーター：

矢尾板 隼（法務省法務総合研究所国際協力部教官）

(及川) 続きまして、パネルディスカッション②に移ります。テーマは「法整備を支援するとは」です。ここからは、モデレーターを務めます当部教官の矢尾板隼より進行させていただきます。矢尾板さん、よろしくお願いします。

(矢尾板) ただ今ご紹介にあずかりました、国際協力部教官の矢尾板と申します。よろしくお願いします。本日は最初に横幕さんからご講演いただき、長期派遣専門家の仕事の具体的な内容を伺いましたが、パネルディスカッション②では視点を少し変えて、ラオスという国を対象にして、法整備支援が一体どういうことを目指しているのか、どういうこ

とを成し遂げることができたのかを具体的に取り上げたいと思っています。

本日はラオスの支援に携ってこられた方々にパネリストとしてご参加いただいているので、私からご紹介します。まずは松尾弘先生です。松尾先生は慶應義塾大学大学院法務研究科の教授でいらっしゃいます。ご専門は民法や開発法学です。法整備支援の分野でラオスに限らず幅広くご活躍されており、特にラオスについては支援の最初期である 2002 年から現在に至るまで、継続的にご尽力いただいています。

続いて、石岡修さんです。石岡さんは弁護士出身で、国連難民高等弁務官駐日事務所での勤務などを経て、現在は高松国税不服審判所の審判官として勤務されています。国連難民高等弁務官駐日事務所に行かれる前は JICA の長期派遣専門家として、2010 年 7 月から 2017 年 6 月の 7 年間にわたってラオスに派遣されて、活動されていました。

続いて、マノデート・チュンタボンさんです。われわれはヤックさんと呼びしています。ヤックさんはラオス出身で、日本に留学されて、神戸大学法学部で法学を学ばれました。ラオスに帰国後は、2013 年 11 月から法整備支援の JICA プロジェクトのスタッフとして勤務されて、2016 年からは通訳者として独立され、現在は弁護士資格も持ちながらプロジェクト活動にご協力いただいています。

続いて、須田大副部長です。検察官として各地方検察庁での勤務をされた後、2013 年 4 月から国際協力部の教官として勤務されています。その後、JICA 長期派遣専門家として、2015 年 6 月から 2018 年 3 月までの 3 年弱、ラオスに派遣されて活動されていました。本年 4 月より、現職の国際協力部の副部長という立場になられています。

モデレーターは私、矢尾板で、国際協力部の教官です。どうぞよろしくお願いします。

それでは早速、ラオスへの支援を対象にお話をさせていただきたいと思います。ラオスに対する法整備支援は 20 年以上の歴史があるので、まずは概要を須田副部長からご紹介させていただきたいと思います。

## 1. ラオスに対する法整備支援の概要

(須田) ありがとうございます。ラオスに対する法整備支援について、時系列で簡単に説明させていただきたいと思います。

ラオスに対する支援は、ラオス政府側からの要請を受けて、1998 年に現地セミナーや日本に研修員を招いての研修という形でスタートしました。松尾先生は 2002 年ごろからラオスへの支援に参加していただいていると伺っていますが、既に 1998 年の支援スタートの早々の頃からご協力いただいているという形になると思います。

その後、JICA の技術協力のプロジェクトとしての活動が始まったのが 2003 年です。名称は法整備支援プロジェクトとあって、2008 年まで行っていました。司法や立法関係者の法律基礎能力の向上を目指したプロジェクトで、司法省や最高人民裁判所、最高人民検察院がカウンターパートでした。そこでは当時ラオスに存在していた法律を基にしたデータベースの構築、教材、実務のマニュアルなどを整備したほか、法律分野の職員の能力向上に向けた活動を行い、民法や商法の教科書、法律辞書、法令検索データベース、判決マニュアル、判例集、検察の実務マニュアルなどが出来上がりました。

その後は若干の間を置いて、2010 年から 2014 年までは法律人材育成強化プロジェクトのフェーズ 1 が行われました。石岡さんが関与をスタートされたのは、このプロジェクト

からになります。このプロジェクトでは、カウンターパートにラオス国立大学という教育機関が加わりました。ワーキンググループをつくって活動し、ここには全てのカウンターパート機関からメンバーを派遣してもらっていました。プロジェクトの目的は、法律を教える法学教育機関と法律を執行・運用する実務機関を広く巻き込んで、実務を踏まえた法理論を発展させ、それを実務家や教育関係者にフィードバックして、法理論に基づいた教育や実務を向上させるということでした。この中で民法典の起草支援は2012年から開始しています。

その次は2014年から2018年にかけて、法律人材育成強化プロジェクトのフェーズ2が行われました。これはフェーズ1の成果を活用して、司法分野の実務改善、適切な法運用・法執行の定着とその促進を目指したものです。このフェーズ2のプロジェクトに石岡さんは引き続き関与されていましたし、ヤックさんは2013年から2016年まで、コーディネーター、スタッフとして直接関わってくれました。私が関与したのもこのフェーズ2のプロジェクトで、2015年から2018年まで携わりました。

法律人材育成強化プロジェクトのフェーズ1とフェーズ2の成果を確認したいと思います。フェーズ1の成果物としては、民法の事例問題集やハンドブック、民訴法・刑訴法のチャートやハンドブックが作られ、これらは全てワーキンググループメンバーとなったラオス側のメンバーがラオス法を研究しながら作成しました。長期派遣専門家や国内支援委員会は、必要な情報を提供し助言を行うという形で関わりました。

フェーズ2の成果物としては、大学教育から法曹養成までの教育・研修の在り方を研究したレポートの他に、模擬事件記録というケースファイルが3種類作られました。また、経済紛争解決法や労働法のハンドブック、刑事事件に関するQ&A集なども作られましたし、当時はまだ継続中でしたが、民法典草案とその逐条解説も作成されました。

(矢尾板) 須田副部長、ありがとうございます。今ほどご紹介いただいたとおり、長いラオスへの支援の歴史があるわけですが、その中でさまざまな成果物として実務のマニュアルなどが作成されてきました。

ラオスへの支援については、非常に大きな成果として民法典の成立があります。これに関しても長い支援の歴史があったわけですが、民法典の起草支援に関して概要を石岡さんからご紹介いただきたいと思います。また、法律の起草支援とは一体どうやってやるのかということが気になっていらっしゃる方もいるかと思いますが、そのあたりのご紹介もよろしくお願いします。

## 2. ラオスにおける民法典の起草

(石岡) 私から民法典の起草支援の経緯等をご紹介したいと思います。先ほど須田副部長からご紹介がありましたように、私が関与を始めたのは2010年の法律人材育成強化プロジェクトの開始時でした。その前のプロジェクトが2008年に終わっており、2年間の調査期間を経て新しいプロジェクトを仕込んだという形です。その新しいプロジェクトを仕込んでいっている間にも、民法典の起草を手伝ってほしいという要望がラオス政府から上がってきたと聞いています。ただ、その時点では時期尚早であったという理由から、起草支援はせずに、むしろ人材を育成する方向で新しいプロジェクトが始まったと認識しています。



そのようにして始まったのが、2010年開始の法律人材育成強化プロジェクトでした。当初、その中に民法典の起草支援はコンテンツに入っておらず、むしろ私が当時担当したのは、先ほど成果物としてご紹介があったようなハンドブック、教科書などを作るプロジェクトでした。ただ、プロジェクトを進めていく中で、2012年の春にラオス側から再度打診があり、民法典をいよいよ作らなければいけなくなったので、ぜひ支援していただけないかという話だったので、JICA本部や松尾先生ともご相談して、このタイミングで起草支援を始めることになりました。実際に2012年の途中にプロジェクトを拡大する形で民法典の起草支援をコンテンツに取り込んだわけですが、その中で工夫した点として、起草支援とは言いながらも、人材育成の枠組みの中でそれを行うという立て付けにしました。あくまで主眼は人材育成であり、そのコンテンツとして起草支援があるという整理になりました。

そのような経緯で始まった民法典の起草支援ですが、起草そのものは日本における法律の起草とそれほど変わらないと思います。具体的に必要となる活動として、まず調査が挙げられます。実務がどうなっているのか、どういった点に問題があるのか、何を変えなければいけなくて、何は変えなくていいのかといったことを調査して、それは地方でも同じことが言えるのか、地域差があるのかということも調査していきました。

また、同時並行で理論を深めていく必要がありました。ラオスの既存の法律にはないような考え方も潜在的には採用の余地があるわけですから、どういったオプションがあるのかをラオス側に示す必要がありました。そのために、どういった法理論があるのか、あり得るオプションはどういったものなのか、ラオス側が自分たちで考えられるように、そういったインプットを論点ごとに重ねていきました。

さらに、そういった調査や理論のインプットを経て、今度はラオス側に自分たちで議論してもらわないといけません。どういう方向で、具体的にどういったものを採用していくのかという議論を重ねる必要がありました。それを経て、いよいよ実際にドラフトをしていくこととなります。従って、大別すると、実態調査、理論のインプット、議論、ドラフトという活動が必要となりました。

(矢尾板) 石岡さん、ありがとうございます。ラオスへの民法典の起草支援に関しては人材育成の枠組みの中で行うということで、今ほどご説明いただいたとおり、段階に分けて支援をしていったというお話でしたが、特に人材育成の枠組みの中でという点で、支援をする際に気を付けた点や工夫された点はあるのでしょうか。

(石岡) その点はまさに人材育成の枠組みの中で支援することとしたという点と表裏一体なのですが、最も重要視したのは、やはり自分たちで考えて決定していただくということです。いわばオーナーシップを持ってもらうという点を最も重視しました。逆に言うとそこを重視したからこそ、人材育成の枠組みの中で行ったということです。

(矢尾板) 重ねて私の興味から伺えればと思うのですが、そのオーナーシップを持っていただくというのは、具体的にはどうすればオーナーシップを持っていただけるのでしょうか。あるいはラオス側がオーナーシップを持たないというか、日本側がどんどんやってしまう場合との比較で、具体的にどういったことを支援の中ですることでラオス側にオー

ナーシップを持っていたのか、もう少しご説明いただいてもよろしいですか。

(石岡) 実際に、日本側で法律を作ってしまうという形に似たような法整備支援をされている国は数多くあると聞いています。また、当時のラオスの既存の法律の中には、そのようにして外国のドナー側が積極的にドラフトに近いことをしてできたものも実際にありました。

ただ、これは私一人の考えではなくて、私も当時の関係者の方々から大変学ばせていただいたことなのですが、法律はやはり生き物であって、移植するように植え付けることはできません。どういうことかという、法律はその国の実務の在り方にマッチしていないと、実際には使えないのです。ですから、その国の法律の運用を担っていく実務家、裁判官や役人の方々が理解していないと、全く意味がありません。かつ、法律は生き物ですから、その後もどんどん時代の変化に合わせて、必要に応じて変えていかなければいけません。さらに社会が変わっていったら、必要ない条文は場合によっては切り落としていく必要もあるでしょう。そういうことまで考えたときに、果たして他人が作った法律をその国の人たちが真の意味で理解して使い、ゆくゆくは改定していけるかという、それはやはり難しいわけです。そこは時間をかけてでも自分たちで理解して、理解した範囲を自分たちの言葉で書いて、それができて初めて実務に落とし込むことができますし、かつ、将来適当な時期に自分たちでそれを変えることができると言えると思います。そのような背景からの判断でした。

(矢尾板) 石岡さん、ご丁寧にありがとうございます。例えば日本で作った法律を「これを使えばいいから」と押し付けるのではなくて、きちんと相手側も理解できるように議論しながら進めていくということだと理解しました。

今ほど民法典の起草支援について石岡さんからご説明いただきましたが、今日の参加者には法学部生の方、法科大学院生の方、あるいは司法修習生の方がいらっしゃると思いますけれども、民法典を起草するとはどういうことか、民法典がないのかということがそもそも気になる方もいらっしゃるかと思います。まさになかったから作ったということなのですが、民法典がない状態でそれまでどうしていたのか、その課題がどのようなものだったのかということについて、松尾先生からご説明いただきたいと思います。

(松尾) ラオス民法典の起草の特徴について、私からも補足したいと思います。先ほど須田副部長から、ラオスに対する法整備支援全般にわたり、これまでの経緯を詳しくご説明いただきました。その中で民法典にフォーカスすると、ラオスで民法典が施行されたのは2020年5月ですが、それに至るまでの期間は4ステップに分けられると私は考えています。

最初は準備段階です。これは2001年から2012年までの10年以上にわたる、非常に長い期間でした。なぜこんなに長くかかったのかという、やはり法整備支援の正しいやり方として確立したものがなかったからです。それはいまだにないのかもしれませんが、あるいは国によって違うのかもしれませんが、これを今日は皆さんと考えたいと思って、ラオスを一つの題材に挙げたわけです。ラオスでは、将来、民法典を起草することはあるかも

しれないけれども、それを最初に起草するのはやはりラオスの人であり、その起草者を育てるのが第一段階だという考えが支持を得て、最初は教科書や辞書を作る活動から始めました。先ほど須田副部長に紹介していただいた問題集や教科書、辞書などは、この時期の産物です。こうした活動を通じて、法律の基礎概念、例えば、権利能力や法律行為などの、最初は明確でなかった概念や用語が、メンバーの間に徐々に普及してきて、第一段階の最後の頃には普通にみんなが「法律行為」や「法律行為の取消し」や「行為能力」という言葉を口にするようになりました。

第2段階では、先ほど石岡さんが紹介してくださったように、民法起草が共産党で決定されて、ようやく機は熟したということで、起草作業がスタートしました。この期間は石岡さんが非常に尽力されて、カウンターパートと絶えず交渉し、起草が進められました。最初のドラフトについて、日本側が逐条でコメントして、改正提案を出し、それに対してさらに改正案が出されて、議論を重ねるということも、もう延々と繰り返す作業が始まったわけです。このときは、司法省、裁判所、検察院、国会、弁護士会、ラオス国立大学といった、関連する複数の機関から出していただいた30名ほどの起草チームが、四つのグループに分かれて、起草作業を開始しました。これは本当に、言うは易く行うは難しの、時間が非常にかかる作業でしたが、一応、草案が出来上がりました。しかし、この草案を国会に提出したのですが、すぐには成立しませんでした。さまざまな疑問点や反対意見が出されて、残念ながら石岡さんの任期中には成立せず、私たちも本当に残念な思いをしました。

法案の再提出から成立に至るまでが第3段階で、この間には地方での検討会や質問に答える機会を設けて、法案の一部修正も行われ、2018年12月に最終的に国会で成立しました。ただ、その後すんなり施行されたかということ、国会で成立してから施行までに1年半以上かかっています。実はこの間にも、皆さんにとっては驚きかもしれませんが、字句の一部修正が行われています。こういうことはラオスでは他の法律でもあるようなのですが、そのようにして、最終的に2020年5月に施行されるという経緯をたどりました。先ほど石岡さんが、人材育成としての民法典整備支援という点が、ラオスへの法整備支援の特徴だと言ってくださいましたが、ステップとして分けていくと、こういうことになります。

矢尾板さんから、それまで民法典に当たるものは何もなかったのか、というご質問がありました。実はそうではありません。実質的に民法を構成するような個別単行法としては、ラオスでは1986年にいわゆる新思考（チンタナカーン・マイ）、ベトナムで言うと刷新（ドイモイ）に当たる新しい思考、つまり社会主義体制に市場経済を組み入れるという決定がされて以降、迅速に個別単行法ができました。1990年には所有権法（物権法）、契約法、契約外債務法が成立しております。契約外債務とは、不法行為・不当利得・事務管理についての法律です。それは、2008年に契約法と合体して、契約内外債務法に改正されました。1990年には家族法、相続法、民事訴訟法ができています。民訴法はその後、2004年、2012年に改正されています。担保取引法も1994年にできています。さらに土地の登記に関する規定を含む土地法、森林法、環境保護法、労働法などもありますし、法律の他にも質に関する首相令や、いわゆる公益社団法人・財団法人に当たる協会に関する首相令等があったのです。いわば個別法制定主義というべきもので、必要に応じて個別法を作って、実務に適用し、必要に応じて改正していくという法運用が、ラオスの特徴であったわけです。

そして、民法典制定というミッションが2012年に出てきたわけですが、これらの個別単行法を合体させれば民法典になるのかというと、実はそう簡単な作業ではありません。規定間に整合性が必ずしもあるわけではないですし、統一的な用語が使われているわけでもありません。必要であると考えられるルールが、明確に存在しない場合も相当ありました。それらを体系的な民法典に組み入れるには、非常に多くの苦勞がありました。もっとも、その作業を進めることができたのも、起草が始まって以来、それに先立つ第1段階でつくり上げていた権利能力や法律行為といった基本概念があったため、これを使って統一していくという作業を行うことができたわけです。

民法典は2018年に成立しましたが、それまでの個別単行法を組み合わせただけのもの以上のものとして、どの点が新しいのかというと、最大の特徴は民法総則が創出された点です。これによって、法律行為・代理・時効の統一規定が導入されました。法律行為概念が導入されたので、行為能力についての法規定が統一的に説明され、絶対無効・相対無効についての規定、相対無効に対する第三者保護の規定、それから表見代理の規定が、新規に制定されました。

また、権利能力概念の創出に基づいて、自然人と並ぶ法人の一般規定が民法典に入りまし、家族法ではジェンダーの平等を前進させるような改正がされました。物権法では所有権と区別されていなかった占有権の概念が導入され、それまでは所有権の一権能として所有権法の中で捉えられていた占有権を、所有権と区別する規定が設けられました。それから、地役権や地上権という新しい制度も導入されました。さらに、債権総論に関して、弁済の順序や免除、相殺、詐害行為取消権の規定が新設されました。契約総論に関する規定として、契約上の地位の移転や第三者のためにする契約の規定も新たに設けられています。ですから、個別法を全て足して民法典になったというわけではないという特徴があることは、ご理解いただけるかと思います。

しかしながら、課題も幾つか残っています。ラオス民法典は日本語訳もありますし、JICAのホームページで簡単に確認できるので、ぜひご覧いただきたいのですが、恐らく法律を勉強した方は感じる点が幾つかあるかと思います。一つは、物権と債権がそれほど明確には区別されていないことです。例えば、他人物売買が有効か否かは今でも議論があり、406条2項第1文で、所有者は自分の物は売ることができるとされているのですが、他人の物を売った場合はどうなのかということは、起草者の間でも意見が分かれており、統一することができませんでした。これは恐らく物権と債権の区別をどこまで重視するか、明確にするかということに深く関わっている問題だと思っています。

また、債権総論の章はありません。契約についての章の最初の方に債権総論の規定が置かれています。先ほど紹介したように、債権総論に関しては弁済や相殺、詐害行為取消権の規定などがありますが、例えば、多数当事者の債権・債務関係については不足があります。これは今後研究して、改正のときに入る可能性が高いと思われます。

それから、契約総論の中では同時履行の抗弁や危険負担など、契約の中でも双務契約の特徴と言えるようなものに関する規定を、これから作っていく必要があるかと思っています。いわゆるパンデクテン方式というドイツ式の法典構成で、総則を導入し、一般的な規定から具体的な規定へという方針を取りはじめているのですが、まだまだこれは成長途上の民法典であり、これから研究を重ねて総論規定として必要なものを特定し、入れていくという

作業が続くのではないかと思います。

同様に、取引安全に関する規定についても、さらなる検討が必要です。相対無効に対する第三者保護や表見代理の規定はありますが、即時取得そのものはまだ認められていません。これもさまざまな比較研究をして、かなり長い時間をかけて議論したのですが、ラオスでは時期尚早だということで、善意の第三者に対して所有者が返還請求をしたときに価格賠償請求ができるという規定にとどまっています。

このようにラオスの人が起草して、それに対して支援をするというスタイルを取ったわけですが、果たしてこれが正しいやり方だったのかどうかは、私にも分かりません。ただ、みんなで議論を続けた結果、こういうスタイルで進みはじめており、それはまだこれから先があるということです。今日はそれを考えるきっかけにいただければと思います。

(矢尾板) 松尾先生、非常に丁寧なご説明をありがとうございます。ご説明にあったとおり、ラオス民法典が成立することによって新しい概念が組み込まれて、それはまさにこの民法典が成立するまではなかったという意味で、その部分が課題になっていたかと思えますし、民法典が成立しても今なお課題が残っており、そうした課題を解決するために今後どのように支援を続けていくのかということになるかと思えます。

ICDの宣伝のようなお話になってしまいますが、松尾先生のご説明の中で参考資料として「ICD NEWS」が挙げられていました。こちらは国際協力部のホームページにて全て無料で見られるようになっていました。「国際協力部」と検索すると、当部のホームページにたどり着けて、そこから各国のページに分かれているので、ご興味のある方はラオスのページから「ICD NEWS」をぜひご覧いただければと思います。

### 3. 法整備支援活動の苦労や魅力

(矢尾板) さて、ヤックさんは通訳としてこのプロジェクトの活動に長く関わって、現在も関わっていただいているわけですが、ヤックさん自身がラオス人として通訳をする中で、法整備支援活動においてどういう課題があるか、あるいは支援を続けることによってどういう課題が解決されたと感じるかをご紹介いただければと思います。

(チュンタボン) 支援の前、当初は特に民法典の個別法から統一する形で作業したのですが、先ほど松尾先生もおっしゃいましたけれども、例えば物権の部分だけでも物や財物、財産といった別々の言い方があって、用語の統一が非常に難しかったのです。最終的に民法になったときには物という言葉を使いましたが、そこまでたどり着くには非常に活発な議論がありました。今まで先生から教えていただいた概念を踏まえて起草者の皆さんが検討して、最後の最後まで選んで、他にも地役権や地上権などの新しい概念に関しては、今まで全く登場しなかった新しいラオス語の用語も作りました。

確かに課題や困難はあったのですが、人材育成がしっかりできたことによって、将来にどのような課題が出てきたとしても、ラオス人の起草メンバー同士が話し合っ、時には先生にもご相談しながら解決できると思います。

(矢尾板) ヤックさん、ありがとうございます。言葉の部分を考えていらっしゃる通訳

ならではのご意見を頂けたかと思えます。

先ほど石岡さんのご説明にもあったとおり、まさにラオス側がきちんと理解できているかどうかに関わっているように思いました。ヤックさんに例を挙げていただきましたが、物、財物、財産と法律によって変わっていて、それぞれどういう意味なのか、同じ意味なのか、違う意味なのかというのは、押し付けられただけだと意味もなかなか理解できませんし、使えないということになろうかと思えます。ヤックさんにご紹介いただいたとおり、議論を通して双方が同じ理解をできたのではないかと感じました。

ラオスへの法整備支援では人材育成の観点が重視されているというお話が石岡さんからもありましたが、まさに人材育成に関しては、言葉で言うのは簡単ですが、なかなか実現していくのが難しい部分もあろうかと思えます。事前質問でも「法整備支援活動の中で大変だった点がありますか」というご質問がありましたし、横幕専門家のお話の中にも出てきましたが、ラオスへの法整備支援では実際にどういう苦労や障害があったか、あるいは法整備支援を続けていくことで良かった点、魅力を感じている点について、パネリストの皆さんに自由にご発言いただきたいと思っています。

まずはラオスに7年間派遣されて、民法の起草支援を中心に活躍された石岡さんに、ご苦労された点や大変だった点をご紹介いただければと思います。

(石岡) 苦労はいろいろあるのですが、起草について一つ挙げるとすると、やってみようというところがやはり大変でした。自分で作ることができれば、こんなに時間はかからないわけで、ずっと簡単なのですが、そうではなくていろいろお膳立てをしたり、一緒に考えたり、問題意識を何とかして持っていただいて、問題意識を持ったところで有効なインプットや議論をしたり、さらに問題意識を投げ掛けたりして、皆さんの議論を前進させていかなければいけません。これは場合によっては非常にもどかしいですし、何をしても動かないこともありますから、大変でした。

また、同じことなのですが、別の見方をすると、なぜ前に進まないのか分からないことがあります。プロジェクトを長く進めていく中で、ここがネックだったのだと分かることも時々あります。例えば地方の実態について、実際に現地に行って実務家の人たちの話を直接聞いて調査したのですが、その中で地方の実情は自分が想像していた以上にヴィエンチャンとギャップがあるということが分かったのです。自分たちが普段やりとりしているカウンターパートの人たちは、もうラオスの中ではいわばスーパーエリートのような人だったということが分かって、なぜカウンターパートの皆さんが「うん」と言わないのかというと、恐らく自分の背後にいる地方の実務家など、実際に実務を担う人たちのレベルを考えて「できない」と言っていたということが分かりました。

あるいは民法の起草の最終段階で、極めてキーマンになるような偉い人を呼んで、一緒に集中的にドラフトをもんだときがあって、これは結局、2年以上かかったのですが、その過程でその偉い人がいかに恐ろしいかを肌で感じて、だからカウンターパートの人たちが「うん」と言わなかったのだと分かったということもありました。ラオスの社会の実態、構造が平面ではなくて立体的に見えてくるまでに時間がかかるというのは、もう一つの難しい障害だと思いました。

逆にやりがいや面白さは話しだすときりがなくなるぐらいたくさんありますが、一つ挙

げるとしたら、人が変わっていくところを目の当たりにできる場所です。それは少しずつちびちびと変わるのではなく、あるときコップの水があふれるように一気に変わります。そういうものを見ると、自分がやってきたことは無駄ではなかったと思いますし、本当に社会が動くダイナミズムのようなものを感じることができます。

先ほど民法典起草の最後の段階で偉い人が出てきて、すごく怖かったという話をしましたが、ある条文について、「既存のものはこうだけれども、自分たちがリサーチした結果、このように変えようと思う」とその人に対してカウンターパートがプレゼンするのですが、もう一喝されるのです。「全く必要ない。何を無駄な調査をしたのだ、おまえら」という感じで言われるわけです。そうすると、カウンターパートも局長級などの偉い人たちなのですが、最初はみんなもう下を向いて黙ってしまいます。人材育成を柱に据えている以上、私は極力前に出ないようにはしていたのですが、そういうときは出ざるを得ないので、仕方がなく私が手を挙げて発言するのです。「いや、聞いてください。これはこういう理由があって、こういうリサーチをして、こう考えてこうしたのです」と私が言うと、さすがに聞いてはくれるのですが、聞いた上で「言いたいことは分かった。しかし、必要ない」とずばっと切られるわけです。そこは多少食い下がったりもするのですが、最終的には仕方がないということで諦めるのです。

それが起草の過程でもう一巡します。一巡するのに1年ぐらいかかっているのですが、1年後に同じ条文が問題になって、同じようなシチュエーションになって、やはりプレゼンをして駄目だと言われて、最初はみんな下を向くのですが、私がまた少し何か言って、そうすると、その次の回ときは他の人も話しはじめたのです。「今の専門家の意見に私も賛成する」と、2人ぐらいが手を挙げて発言しました。私はそこまでその偉い人がいかに偉くて怖いかをよく分かっていたので、とても驚きました。そのようにして自分の意見を持って、本来は組織の上下関係からいくと絶対に反論しないはずだった人に、自分の意見をぶつけるようになるのです。そういうことが幾つもあった、そういう場面を見るたびに、やはり人は変わるのだなということがすごく分かって、大変やりがいにつながりました。

(矢尾板) ありがとうございます。意見をぶつけるというのは、決して石岡さんに仕込まれたわけではなくて、ラオスの方が自発的にそのようにおっしゃったということかと思えます。

石岡さんにいろいろお話しいただいて、いくらでもあるということなので、ぜひいくらかでも聞きたいと思うのですが、せっかくなので他の方にもお話を伺いたいと思います。松尾先生にも最初期である2002年ごろから継続してご尽力いただいています。石岡さんのお話と重なる点があるかもしれませんし、もう少し違う観点もあるかもしれませんけれども、ご苦労された点や魅力を感じる点などをご紹介いただけますか。

(松尾) 石岡さんのお話を補足する形で、人づくり支援としての法整備支援の中で時々現れる、この「変わった」というエピソードですが、いくつもあったと思います。私が覚えているのは、先ほどもご紹介した占有権という概念の導入についてです。これは難しく、なぜ占有権の規定が、所有権の他に、民法典に入っているのかを説明しろと言われる

と、結構大変なのです。ラオスではかつて所有権法の中に、所有権の効果の一つとして、占有に関する規定があったのですが、それは必ず占有を正当化する権利（権原）があつての占有だという位置付けで、それが無い占有権は考えられないというのが伝統的な考え方でした。

石岡さんがおっしゃったような偉い人は、それをかたくなに正しいと信じているわけです。若いメンバーがいろいろ勉強して、いろいろな国の制度・民法を見ると、やはり占有権は所有権とは別ではないかと言って、その理由を説明しても、やはり一蹴されて、「今回も駄目でした」と落ち込んで帰ってくるのです。石岡さんも「いやあ、今回も駄目だったのですよ」とおっしゃっていて、「じゃあ、この次かね」という話をしていたのですが、あるとき、メンバーがそのシニアの方に「いや、私たちは違うと思う」と意見を言いはじめようになって、最終的に民法典の中に所有権とは別に占有権という規定が入ったのです。それは一つの前進だったかと思います。

また、先ほど言った法律行為という概念も、ラオスではニティカムと言うのですが、法律文書という意味で伝統的に使われてきたので、民法典の中にニティカム（法律行為）という概念を入れると、法秩序が混乱するというのです。それで、憲法にも法律文書の意味で書いてあるから、民法典で使うことはけしからんという話が、草案の国会審議の最後の段階で出てきました。これも非常に困ったのですが、いろいろ調べてこうしたのだということ、私たちも協力して国会の常務委員会に宛てて手紙を書いたり、国会議員に説明したりして、これも結局、起草者である若いメンバーの熱意が通りました。

担保取引法も、最後の段階で世界銀行の一組織である IFC（国際金融公社）が、担保モデル法を提示してきて、これを導入すべきだと言ったのです。ラオス民法典がこれを導入しないと、世界銀行が出している Doing Business Report の点数が落ちてしまうという申し入れもありました。しかし、これに対してラオス側がイニシアティブを取って、実務面ですぐにこれは入れられないから、時間をかけて研究しようということで、やはり実務との整合性を重視して、むしろラオスのことをしっかり分かっている専門家を寄こしてくれというリクエストを、世界銀行に対して出したこともありました。そういう経緯を見ていると、やはり人づくりという意味での前進が見られると言ってもいいと思いました。

（矢尾板） 松尾先生、ありがとうございます。それでは、須田副部長とヤックさんにもお話を伺いたいと思います。須田副部長も石岡さんほど長くはありませんが、3年弱にわたりラオスにいらっしゃったということで、いろいろ感じられる点もあるかもしれません。聞いているのが学生の皆さんなので、もう少しトーンダウンというか、もう少し身近なレベルでもいいかもしれませんが、ご苦労された点や魅力を感じた点があれば、お話しただければと思います。

（チュンタボン） 松尾先生のお話の続きですが、IFC の件は 2018 年 9 月のことで、国会に承認されたのが 12 月でしたから、本当に最後の最後のところで IFC の専門家が見解を文書で提出してきたのです。そこで、こちらの起草メンバー、AG（アドバイザーグループ）の先生方が見解を文書で提出して、副大臣の前に起草メンバーが IFC の見解と AG の見解文書の両方を丁寧に比較しながら活発的な議論をしていました。本当の最後の最後まで



で、どちらの考え方を採用するかをほとんど終わる直前まで議論しました。

最終的に担保編を担当する中堅の女性の方が非常に頑張って規定の趣旨を説明して、他の起草メンバーから賛同をもらいました。副大臣も「よし、分かった。こうします」と言っていて、今までどおり維持されることになったのです。私はその場で通訳をしていましたが、普段は生で通訳するのですが、このときは AG の先生方が提案した文書をラオス語で正確に伝えるため、あらかじめ翻訳して、声のトーンをそのままキープしながら朗読しました。これはとても緊張しましたが、本当にわくわくしました。良かったです。

(矢尾板) 具体的で非常に興味深いエピソードをありがとうございました。次に須田副部長、お願いできますか。

(須田) 今日は民法典の活動の話を主軸に話が進んでいるので、そこに引っ掛けてお話しすると、私は石岡さんと現地で一緒にいた期間があって、私は民法典の活動ではなく、法曹人材の育成や刑事分野の執務参考資料づくりを主として担当していたのですが、石岡さんが主となって進められていた民法典の活動も見えていて、ご苦労なども肌身に感じていました。

そのような中で、これは石岡さん自身のやりがいにもつながっていたのではないかと思いますし、まさに日本の売りとしている寄り添い型支援だったのではないかと思う場面は幾つもありました。例えば条文一つの文言を検討する中で、ラオス側のメンバーの議論が進まなくなっても、じっくり待つのです。そして、議論が活性化されると思われる事例の提供をしたり、考え方や観点を示したりして、議論が活性化してメンバーが議論を楽しめるような形をつくって、自分たちなりに結論を出せるようなところにいざなっていっていました。今日の会議も「法整備支援へのいざない」ですが、ラオス側のメンバーを誘導していくとか、協働しながら進めていくということをまさにやっておられました。そうすると、一つ一つに時間がすごくかかるのですが、最終的に出した結論はメンバーの腑に落ちているのです。それを見ていて、まさに日本の法整備支援の売りにしているような活動をされていると感じて、いつも感心していたとか、自分もこうあるべきだと思っていました。

また、私は今日一緒に参加して下さっているヤックさんとペアで活動することが多かったのですが、ヤックさんに非常に助けられたのは、ラオスのメンバーの人たちが納得しているかどうか、どこに疑問を感じているのかを非常に分析的に教えてくれたところです。単なる通訳ではなくて、今日はスタッフやコーディネーター、通訳という肩書きをヤックさんに付けていますけれども、それを超えたお仕事をされていて、まさにラオス側のメンバーとわれわれ専門家なり松尾先生などの日本側の協力者たちとの橋渡しをされています。そういう役割の方がいて、われわれの仕事がうまく回っていたのではないかと感じました。

(矢尾板) 須田副部長、ありがとうございました。皆さまからそれぞれ興味深いお話を伺えたかと思えます。

ここで視聴者の方から頂いたご質問を、ぜひ皆さまにも共有させていただきたいと思えます。まずは松尾先生に対するご質問で、「法整備支援について、法整備支援側にある国の

価値観や法律、考え方が被支援側にある国の法律や今後の政治に影響を与える傾向にあると主張している新聞記事を読みました。この点については、どのようにお考えでしょうか」というものです。実は松尾先生からチャットでもお答えを頂いていますが、ぜひ皆さまにも共有いただきたいと思います。

(松尾) とても重要な質問だと思います。恐らくこれは国や時代によっても少しずつ違うかもしれませんが、1990年代に法整備支援がかなり一般的になってきたときには、アメリカやドイツがまさに自国に近い法律をいかに相手国に移植するかということで、かなりしのぎを削った時代でした。それが本当に自分たちの国にとっても良いことなのかという反省があって、その後は、相手国本意で考えることがみんなの利益になるのではないか、という考え方が、かなり普及してきたように思います。

日本の法整備支援では、そういう考え方を関係者がかなり初期の段階から共有していて、むしろ日本の一定の考え方や価値観を提示したり、それを前提にしたりすることがないようにしようという認識でスタートしてきたと思うのです。ただ、これはやはり非常に難しい問題で、もしかすると法分野やその背景にある日本の経済政策・外交政策に影響されるところもあるかもしれません。これはそんなに綺麗事ではなくて、「相手国ファーストです」、「みんながそう思っています」と言えるかどうかは分からないと思います。ただ、日本は少なくとも多くの方がそういう考え方で取り組んできたと感じています。ここは最初から正しい答えがある問題ではないので、むしろこれから私たちがこういう機会を通じて議論するべきだと思っています。

(矢尾板) 松尾先生、ありがとうございます。先ほど須田副部長からコメントがあった寄り添い型という言葉なのですが、この「法整備支援へのいざない」に関しては事前配信動画という形で、法整備支援とはどのようなものかをご紹介する動画も配信しています。もしまだご覧になっていない方がいらっしゃれば、今からでもご覧いただければと思いますが、日本の法整備支援は寄り添い型といわれることがあって、今日のお話の中にもあったとおり、日本側が何か押し付けるのではなくて、相手国に寄り添い、相手国の主体性を尊重しながら支援していくことを大事にしてきた部分があると思っています。このパネルディスカッション②では、法整備支援をするに当たって相手国にどのような課題があるのか、あるいは日本が支援をするに当たってどういうことを大事に支援してきたかをご紹介したいと思い、皆さまにお話を頂きました。視聴者の方にもそういった点が伝われば、大変ありがたいと思っています。

若干早いのですが、他にも質問を頂いており、総括質疑応答でできるだけ多くの質問を取り上げたいので、パネルディスカッション②はこれで終わりにしたいと思います。パネルディスカッション②のパネリストの皆さま、どうもありがとうございました。

## 総括質疑応答

(及川) それでは、横幕さんとパネルディスカッション①のパネリストの皆さまも加えて、総括質疑応答に移りたいと思います。皆さまからたくさんの質問を頂き、ありがとう

ございました。お寄せいただいた質問を私からご紹介した上で、登壇者の皆さまからお答えを頂きます。

最初の質問は「法整備支援に当たって読んだ本などで、参考になったものなどはありませんか」というものです。稲田さん、いかがでしょうか。

(稲田) 私自身も法・司法チームに配属になると分かってから読んだものなのですが、文藝春秋出版の『世界を変える日本式「法づくり」 途上国とともに歩む法整備支援』というタイトルの本をご紹介します。今回の「法整備支援へのいざない」の中でも寄り添い型の法整備支援というお話があったかと思いますが、こちらは JICA が行ったベトナムやカンボジア、ラオスなどの各国での法整備支援の概要を説明するとともに、そのプロジェクトに関して、専門家の皆さまが現地のカウンターパートの方々とどうコミュニケーションを取って法整備を進めていったか、詳細にまとめた本になっています。

現在は残念ながら紙での販売は既に終了してしまいましたが、電子書籍は販売されていますし、または皆さまがお住まいの地域の近くの図書館にも入っているかと思えますから、ぜひご関心のある方は手に取っていただければと思います。内容も非常に取っつきやすい形で、読みやすくなっているので、お勧めします。

(及川) ありがとうございます。

次は横幕さんに対する質問です。「ベトナムの三権分立は日本のものと異なるようですが、このような政治体制の違いなどから法整備支援がうまく進行しない場面などはありましたか」というものです。横幕さん、いかがでしょうか。

(横幕) 三権分立に対して権限分配といった統治機構の違いがどういった形で現れるかというところですが、例えば違憲立法審査権がないという話は先ほど私からもさせていただきました。これは裁判所にそういう権利がなくて、結局、法律に対して違憲かどうかを判断する権利は国会にしかないということになります。また、法律よりも下の法令に対して審査ができる権限は、制度としては行政機関等にあることになっているのですが、その結果、ある法令とある法令が整合していないことが判明したとしても、必ずしもその判断に拘束力が認められるわけではないようです。

そうした中で、法令間の整合性をどうやって図っていくのかは非常に大きな問題になってきます。法令の整合性の向上という課題を扱う上で、そういったそもそもの制度から出てくる制約をどう考えるのか、その制約の中でやらざるを得ない状況でどうすればいいのか、どのようにしたらうまく機能する制度を作り、運用することができるのかということについて、今後もベトナムの人たちと一緒に議論していくことが大切なのだろうと思っています。

(及川) 横幕さん、ありがとうございます。

次の質問です。「国際協力や法整備支援に関して、国内で実施している取り組みはあるのでしょうか。また、そのような取り組みに参加するために、何か条件はあるのでしょうか」というものです。岡先生、いかがでしょうか。

(岡) 先ほど私が既にお答えした内容に近いのではないかと思います。また別の観点でお話すると、国内で実施している取り組みとしては、恐らく大学の側で考えれば、松尾先生も直接携わっていますし、名古屋大学では国際開発研究科でまさに留学生の方などが取り組んでいます。ただ、その中には分野として法学を担当している先生もいるのですが、やはり法整備支援だけではなくてもう少しマクロ的な形で、国際協力はどうあるべきなのか、ODAはどうあるべきなのかという視点はどうしても必要になってくると思うのです。単に法の支援というレベルではなくて、国際協力、あるいは海外に対して実際に ODA で協力するということの根本的な政治的・文化的・経済的な意味をある程度知って、そういう学際的な観点から法整備支援を捉えるということが、今後は絶対に必要になってくると思います。そういう学際的な取り組みを通して、法整備支援を特に国内の中で捉えていく必要性は出てくると思います。

国際協力という視点で考えると、神戸大学の国際協力研究科などで取り組むことが可能になってきますから、大変だと思うのですが、法という観点のみならず、もう少し学際的な視点で「法整備支援」を今後は取り組む必要性が出てきます。そういう意味では海外に出ても、単に法整備支援というレベルではなくて、もう少しマクロ的な視点から捉えるということ、そういうところへの関わりが今後は求められると私は思います。

(及川) 岡先生、マクロ的な視点からのご回答をありがとうございます。名古屋大学ではサマースクールというイベントがあると承知していますが、サマースクールについて一言ご説明いただけますか。

(岡) これは松尾先生の慶應義塾大学とも共同でやっている部分があるのですが、法務省の法務総合研究所と連携して、毎年、取り組んでいるものです。さらに慶應義塾大学が主催の部分、そして今回の「法整備支援へのいざない」という形で、法整備支援に学内的なレベル、学部や大学生のレベルでどう取り組んでいくかというところで、大変意義のあることをずっと続けてきています。これに対する反応はすごくありますし、関心度も高いです。さらに、日本の学生だけではなくて留学生の方々にも参加していただいております。大変意義のある形で動いているところです。

(及川) 岡先生、ありがとうございます。それでは、松尾先生から慶應義塾大学の活動についても教えていただければよろしいでしょうか。

(松尾) 今の岡先生のコメントに私も大賛成ですし、感銘を受けました。やはり法整備支援はもう少し広く、国際協力、ODA、あるいは自国第一主義でいいのだろうかという観点から捉えることがすごく大事ですし、特に学生時代にやっておくべきこととして、そういう問題へ視野・思考の裾野を広げることが、すごく大事だと感じました。

その関係で、今日の「法整備支援へのいざない」、名古屋大学のサマースクール、慶應義塾大学の法整備支援シンポジウムの三つが、まさに連携企画になっていて、実はそういうことを目指しているのです。今年には新型コロナウイルス感染症の関係でサマースクールに

始まって、法整備支援シンポジウムがあって、最後に「法整備支援へのいざない」という変則的な順番になりましたが、恐らく今後は「法整備支援へのいざない」があって、サマースクールで勉強して、その成果を法整備支援シンポジウムで発表する、という正常な形に戻ると期待しています。

ちなみに、今年の名古屋のサマースクールは「植民地法制の重層的構造」というテーマで実施しました。法整備支援の対象国はかつて植民地経験を受けた国がほとんどで、そういう国の法律についてちゃんと知らないと、法整備支援はできません。先ほどの石岡さんのお話にもありましたが、やはり法律が作られただけではなくて、ちゃんと普及したり守られたりするためには、その国の慣習や歴史をしっかりと知らないといけないということで、企画していただきました。植民地経験を受けた国の法律が、どういう重層構造を持っているのか、あるときに宗主国の法律が入ってきて、一方で伝統的な法律もあり、その改正があり、今は法整備支援があるという、ここをどう捉えるのかを勉強しました。

その成果を法整備支援シンポジウムで出してもらおうということで、法整備支援シンポジウムではサマースクールのテーマを受け継ぎ、かつ「制度変化の連続性」という形にテーマを言い換えて、開催しました。法整備支援もその一環ですが、実は制度改革とは、まったく新しいものを入れることはできなくて、伝統的な慣習や習俗の上に、小さな一歩を築くことができるのが法整備支援による法改革だと捉えてみようということで、夫婦財産制度や慣習についての各国の立法などを取り上げて、学生の皆さんに発表してもらいました。来年以降、ぜひ皆さんにはこの三つの企画に順次出ていただき、最後に感想を聞かせていただけると、とても良いのではないかと思います。もちろん宣伝もありますが、これは非常に有益だと思います。

最後に一言付け加えたいのですが、先ほどの、法整備支援に国内でどう関わることができるとかというお話について、特に学生の皆さんにお伝えしたいのは、法整備支援への関わりは身近にたくさんあるということです。特に皆さんの近くにいらっしゃるのは留学生です。留学生に積極的に声を掛けて、お互いの国の法律や習慣にどういう違いがあるのかを知り合って、お互いに理解を深め、将来その国に行ったときにはその留学生のお家を訪ねることができるくらい親しくなることも、実は非常に重要な法整備支援の第一歩だと私は思っています。法整備支援との関わりは、身近なところにあるということをぜひお伝えしたいと思いました。

(及川) 松尾先生、詳しく教えていただき、ありがとうございました。ただ今の質問の国内で実施している取り組みについて、矢尾板教官から何かございますか。

(矢尾板) 岡先生と松尾先生からご紹介いただいたとおり、まさにこの「法整備支援へのいざない」もそうだとお伝えしたいと思います。何の連携企画なのかという冒頭説明が足りておらず、失礼いたしました。岡先生と松尾先生からご説明いただいたとおりで、どなたでもご参加いただけるものだと思います。

また、法務総合研究所では法整備支援連絡会というものを例年開催しています。こちらは法整備支援に携わる関係者の方々などが参加し、法整備支援をより良くしていくためにはどうしたらいいのかという議論をする場で、今日の「法整備支援へのいざない」よりも

う少しレベルアップしたというか、突っ込んだ議論もしています。だからといって、実際に法整備支援に携わっていないと見てはいけないのかというと、そういうことはなくて、議論の様子を見たい方はご覧いただけるような形にしています。今年6月にもこの法整備支援連絡会を開催し、来年も6月に実施する予定です。実施日が近づいたら、国際協力部のホームページなどでご案内するので、ご興味のある方はぜひご覧いただければと思っています。

(及川) 次が最後の質問です。「受講している講義で、例えばアフガニスタンでは女性議員が少ないため、クォータ制を設けたが、実際は女性が物申す雰囲気ではなく、実質男性議員のみの意見で決議が下されるということも聞きました。もちろん法の効力がゼロではないにしろ、せっかく作った制度を形骸化させないために工夫していることはありますか」というものです。こちらの質問についても、松尾先生にお願いします。

(松尾) 重要かつ非常に難しい質問ですが、三つの観点からお答えしたいと思います。法律ができれば法整備支援のプロジェクトは何パーセント完成したのかということ、80%か、50%か、20%かというのは今日ご参加の方々に一緒に考えていただきたい点なのですが、私としてはもしかしたら10%、20%ぐらいではないかという感じもするのです。法律ができて、絵に描いた餅で終わってしまっただけでは全く意味がないので、その先がやはり大事です。一つ目は、法律を普及させるということが大事だと思うのです。法律ができた後は、普及活動をいろいろなところで実施しています。ラオスでも、ネパールでも、民法典ができた後にリーフレットを作ったり、各地域で説明会や普及セミナーを開いたりしています。ただ、その普及活動にも限度があって、そもそも作られた法律が既存の慣習や実務をどれだけ踏まえているか、その法律を作るのにその国の人がどれだけ関与しているかによって、普及度も違ってくると思うのです。ですから、法律ができる前のプロセスもやはり大事だと言えます。普及に関しては、その点を考慮に入れるべきだと思います。

二つ目は、法律ができた後のフォローアップです。その法律を使って一体どのような裁判が起こっているのか、解釈や適用で問題がある事例が起こっているのかを常にフォローしていく必要があります。一部、会議で「こういう裁判で、こういう難しい解釈問題が起こっている」と報告されることがあります。

三つ目としては、これもフォローアップの一環ですが、法律には完成がないので、つくってみただけでも実務に合わないとか、あるいはしばらく運用してみた中で新しい問題が生じてくることもあると思うのです。ですから、次の改正に備えた準備もやはり必要になります。ラオスやネパールでも試みたのですが、新しくできた法律の一個一個の条文について、将来の改正の必要性や逐条の説明、リサーチペーパーのようなものを作って検討し、それによって制定後に起こっているかもしれない問題もフォローしていくことが不可欠です。それをトータルにやって、法整備支援を何パーセント達成したかということになると思います。ですから、ものすごく時間がかかりますし、終わりのないプロセスかもしれませんが、それを何らかの形でコミットすることには非常に大きな意味があると思っています。

(及川) 松尾先生、ありがとうございました。

全てのご質問を紹介できず、大変申し訳ございませんが、時間の都合上、ここで質疑応答を終了させていただきます。ここで登壇者の皆さまの記念写真を撮影させていただきます。私がこれから3、2、1と合図を出しますので、登壇者の皆さまは笑顔をよろしく願います。

#### —写真撮影—

これで写真撮影を終わります。パネリストの皆さま、横幕様、ありがとうございました。

最後に、公益財団法人国際民商事法センター理事長の大野恒太郎様より、閉会のご挨拶を頂きます。大野理事長、よろしく願います。

#### 閉会挨拶

**大野 恒太郎（公益財団法人国際民商事法センター理事長・弁護士・元検事総長）**

初めに、本日の講演やパネルディスカッションを行われた方々、今回の準備・設営に当たられた法務省法務総合研究所国際協力部の皆さん、本当にお疲れさまでした。また、寺田特別顧問には大変示唆に富んだ暖かいメッセージを頂戴し、ありがたく存じます。そして、オンラインで参加された100名もの皆さんにも、心から御礼を申し上げます。

今回の「法整備支援へのいざない」では、事前に法整備支援紹介動画が法務省チャンネルで配信されました。ベーシックな点についてとても分かりやすい良い試みだったと思います。その上で、本日は、まずベトナムにいる長期派遣専門家の方からオンラインでインドネシアとベトナムにおける経験について興味深いお話がありました。パネルディスカッションの第1部では、カンボジアからオンライン参加されたパネリストも含めて、さまざまな立場からの法整備支援への取り組み方について議論がなされ、大変分かりやすく、充実した内容であったと思います。続いて、第2部においては、法整備支援の実例として、ラオスにおける民法典の起草・成立・施行という一大事業を取り上げ、寄り添い型の法整備支援の具体的な状況やそのご苦労についてお話があり、とても感動的な内容でした。最後に皆さまから寄せられた質問に基づき、活発な質疑が行われました。

参加された皆さんは、本日のセッションを通じてどのような感想を持たれたのでしょうか。

私が感じたことを申し上げますと、法整備支援は国によってその中身が千差万別で、その取り組み方もさまざまだと改めて認識しました。そして、特に長期派遣専門家として派遣される方々は、生活や言葉をはじめとするとご苦労が多い反面、自分の裁量に委ねられているところも大きく、しかも関係者と信頼関係を築いて日本への期待・信頼に応えるという重要な役割を担っていることから、実にエキサイティングで、他ではなかなか得られない貴重な経験をされていると感じました。日本とアジア諸国の間の経済を中心とする関係が一段と密接なものになっている状況の下で、若い皆さんがアジア各国に対する法整備支援に取り組み、アジア法実務との関わり合いを持つことは、将来のキャリアを築いていくという点からも間違いなく大きなメリットになると思います。

ところで、法整備支援の対象国では、最近のミャンマーのように、民主主義や人権、あるいは法の支配を揺るがすような事態が生じており、憂慮しています。しかし、社会経済の基盤である法制度の整備はいわば百年の大計であり、息の長い事業です。私たちは自由や民主主義、人権、法の支配といった基本的な価値について、その立場を堅持しつつ、可能な範囲で地道に寄り添い型の取り組みを続けていくべきものと信じています。

法整備支援やアジア法は成長分野であり、無限の可能性を持っています。ミレニアル世代・Z世代の方々はデジタルに通じているだけでなく、多様性を重んじ、社会意識や地球的な課題に対して敏感であると聞いています。そうした世代に属する本日お集まりの若い方々には、ぜひ法整備支援やアジア法に積極的にチャレンジしていただきたい。そして、安定・繁栄した経済社会の基盤づくりに貢献し、ひいては日本と他国の信頼関係を高めるために、皆さんの持っている力を存分に発揮して活躍していただきたいと思います。若い皆さん方に大いに期待しています。

本日はどうもありがとうございました。

(及川) 大野理事長、ありがとうございました。皆さま、本日は長時間、どうもありがとうございました。本日のシンポジウムはいかがだったでしょうか。少しでも法整備支援の分野にご関心を持っていただけたら、大変うれしく思います。

なお、法務省では大学学部生向けの法務省インターンシップ、大学院生向けの霞が関インターンシップを行っており、国際協力部においてもインターンシップ生を受け入れていますので、法整備支援の現場に触れていただくことができます。

続いて、アンケートへの協力をお願いします。本シンポジウムをより良いものとしていくため、アンケートへのご協力をお願いします。現在、チャット欄にアンケートのURLを記載しました。リンク先のページにおいて、アンケートにご協力いただきますようお願いいたします。本日のシンポジウムで録画・録音した内容は、後日、当部ホームページや「ICD NEWS」に内容や写真を掲載させていただきますので、ご了承ください。

最後のご案内ですが、この後で実施される教官による座談会に事前に申し込まれた方は、既にご案内している座談会用のリンクから座談会のオンライン会場にお入りください。準備ができ次第、開始します。

以上をもちまして、「法整備支援へのいざない」を閉会いたします。本日は多数の方々にご参加いただき、誠にありがとうございました。

公益財団法人国際民商事法センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-5 赤坂アビタシオンビル

TEL : (03) 3505-0525 FAX : (03) 3505-0833

E-mail : icclc-sa@js5.so-net.ne.jp

担当 : 青木